

# エレベーター型式適合認定申請チェックリスト

(ロープ式標準型乗用エレベーター)

適合欄記入例(該当:○、非該当:ー)、参照先欄(仕:仕様書、計:計算書、図:図面、資:資料)の該当欄に記載頁を記入

項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
			仕	計	図	資	
0 全体	石綿等を添加した材料を使用していないこと。						法第 28 条の 2
1 法定積載荷重	かご床面積が 1.5 m <sup>2</sup> 以下の場合、3,600N/m <sup>2</sup> 以上。1.5 m <sup>2</sup> を超え 3m <sup>2</sup> 以下の場合、1.5 m <sup>2</sup> を超える面積に対して 4,900N/m <sup>2</sup> に、5,400N を加えた数値以上であること。						令第 129 条の 5 第 2 項
	ただし、昇降行程が 10m 以下で、かつ、かごの床面積が 1.1 m <sup>2</sup> 以下では、1,800N/m <sup>2</sup> 以上とし、昇降行程が 20m 以下で、かつ、かごの床面積が 1.3 m <sup>2</sup> 以下で住宅、下宿又は寄宿舍に設けるエレベーターでは、2,500N/m <sup>2</sup> 以上で、かつ、1,300N 以上であること。						H12 告示第 1415 号第三号、第四号
2 強度計算積載量	強度計算上の積載量 $\geq$ 法定積載荷重 $\div$ 9.8 であること。						令第 129 条の 6 第五号
3 表示上の定格積載量、定員	強度計算上の積載量 $\geq$ 表示上の定格積載量であること。						令第 129 条の 6 第五号
4 員	定員 $\leq$ 定格積載量 $\div$ 65 kg であること。						令第 129 条の 6 第五号
5 型式区分の明確化	定員、速度、かごサイズ、出入口方式が特定の 1 種類に限定されていること。						(型式認定条件)
6 かごの構造	出入口、天井救出口、換気口以外の部分は壁又は囲い、床及び天井で囲われていること。						H20 告示第 1455 号第 1 第一号
7	天井救出口を設ける場合は、かご内から開かない構造であること。						H20 告示第 1455 号第 1 第二号
8	換気上有効な開口部を設ける場合には、ガラリその他これに類するものが設けられていること。						H20 告示第 1455 号第 1 第三号
9	かごの壁等は、任意の 5cm <sup>2</sup> の面に 300N の力が作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする こと。 イ 15mm を超える変形が生じないこと。 ロ 塑性変形が生じないこと。						H20 告示第 1455 号第 1 第四号
10	かごの壁等に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする こと。 イ 合わせガラス又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸(床面からの高さが 1.1m を超える部分に限る。)に使用するガラスにあつては、厚さ 6mm 以上で幅 20cm 以下の網入ガラスとすることができる。 ロ かごの壁又は囲い(床面からの高さが 1.1m 以下の部分)に使用するガラスにあつては、手すりを床面から 0.8m 以上 1.1m 以下の高さの位置に設けること その他安全上必要な措置が講じられたものであること。						H20 告示第 1455 号第 1 第五号
11	かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。						H20 告示第 1455 号第 1 第六号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
12	かごの構造 (続き)	かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする事。					H20 告示第 1455 号第 1 第七号	
13		かごの床面で 50 ルクス以上の照度があること。					H20 告示第 1455 号第 1 第八号	
14		かごの天井の高さは 2m 以上であること。					H20 告示第 1455 号第 1 第九号	
15		かごの出入口の戸は、空隙のない構造となっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第一号	
16		かごの出入口の戸は、引き戸であること。					H20 告示第 1455 号第 2 第二号	
17		かごの出入口の戸の各部のすき間は 8mm 以下となっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第三号	
18		かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものとなっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第五号	
19		かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものとなっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第六号	
20		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動ができるものであること。					H20 告示第 1455 号第 2 第七号	
21		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、150N 以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の 3 分の 1 が閉じられるまでの間は、この限りでない。					H20 告示第 1455 号第 2 第八号	
22		構造上軽微な部分を除き、難燃材料であること。 (防火上支障がない建築物には、かごを可燃物で造るオプション仕様を許容。)					令第 129 条の 6 第二号	
23		かご天井救出 口省略の要件 (右のいずれか)	停電時でも昇降路外から制御器の操作でかごを昇降可能であること。					H12 告示第 1413 号第 1 第一号口(1)
	昇降路外の手動操作でかごを昇降できること。						H12 告示第 1413 号第 1 第一号口(2)	
24	かご室にトランク の設置	かご床面からトランク部分の天井高さは、1.2m 以下であること。かご床面とトランク部分の床面との段差が 10 cm 以下であること。トランク部分には施錠装置付の扉を設けていること。					H12 告示第 1415 号第 1 号イ、ロ、ハ	
25		トランク部分の奥行寸法が、かごの奥行寸法以下で、かつ、トランク部分の奥行寸法とかごの奥行寸法の合計が 2.2m 以下であること。					H12 告示第 1415 号第 2 号	
26	仕様範囲の 上限設定	かご質量の上限が設定されていること。						
27		昇降行程の上限が明示されていること。						
28	かご構造部材	かご構造部材寸法を 1 種類に限定していること。					(型式認定条件)	

項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
			仕	計	図	資	
29 強度検証法	強度検証法で $\alpha_1=2.0$ 、 $\alpha_2=2.0$ （ガイドレールを除く。）を適用していること。 ただし、定格速度 45m以下、積載荷重 3,100N以下でかつ、昇降行程 13m以下のエレベーターでは、 $\alpha_1=1.6$ とすることができる。					H12 告示第 1414 号第 2 第一号イ(1)、ロ	
							H12 告示第 1414 号第 2 第一号イ(2)
30	かご構造部材寸法を 1 種類に限定していること。						
31	かご枠及び床版の安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号イ	
32	ガイドレールの強度検証法で、 $\alpha_2=3.0$ (早ぎき非常止めの場合は、 $\alpha_2=6.0$ )を適用していること。					H12 告示第 1414 号第 2 第一号ロ	
33	ガイドレールの安全率が、常時 $\geq 3.0$ (常時荷重が掛からないものを除く。) 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。 ただし、建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の 1.5 倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ(一)	
						H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ(二)、 H12 告示第 1414 号第 2 第二号但し書き	
34	レールブラケットの間隔の上限が適切な数値で設定されていること。					耐震設計施工指針 (2014 年版)	
35	ガイドレールで機器等の常時鉛直荷重を受けるものでは、座屈応力度（曲げ応力が常時かかるものでは、曲げ応力度との合計）が長期許容応力度以下であること。 一般鋼材(SS400)の場合、長期許容応力度 156N/mm <sup>2</sup>					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ	
36	同上で地震時の座屈応力度（曲げ応力が常時かかるものでは、曲げ応力度との合計）が短期許容応力度以下であること。 一般鋼材(SS400)の場合、短期許容応力度 235N/mm <sup>2</sup>					同上及び耐震設計施工指針(2014 年版)	
37	主索の安全率が、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式では 2.5) 及び使用時 $\geq 2.5$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号ロ	
38	主索の限界安全率が設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式では 2.5) であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号ハ	
39	支持ばりの安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。支持ばりについては、標準とする支持間隔における部材寸法指定とすることを許容する。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ロ	
40 主索及び綱車直径	主索直径 $\geq 10$ mm $\phi$ 、綱車直径/主索直径 $\geq 40$ であること。 ただし、1/4 周以下のかかり代では、綱車直径/主索直径 $\geq 36$ であること。 定格速度 45m以下、積載荷重 3,100N以下でかつ、昇降行程が 13m以下のエレベーターでは、綱車直径/主索直径 $\geq 36$ 、また、定格速度 30m以下、積載荷重 2,000N以下でかつ、昇降行程が 10m以下のエレベーターでは、主索直径 $\geq 8$ mm $\phi$ 、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(1)、(3)(i)	
						H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(3)(ii)(iii)	
41	主索径及び本数を特定の 1 値に限定していること。						

項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
			仕	計	図	資	
42	主索種別	主索は、JIS G 3525(ワイロ <sup>®</sup> )又はJIS G 3546(異形線ロープ)であること。(法第37条認定品を使用する場合は、適合欄に「37」と記入のこと。)					H20告示第1446号
43	主索端部構造	鋼製ワットにバビット詰め、鋼製楔式ワットであること。					H12告示第1414号第2第三号イ(2)
		定格速度30m以下、積載荷重2,000N以下でかつ、昇降行程が10m以下のエレベーターでは、鋼製ワットにバビット詰め、鋼製楔式ワット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ワットに樹脂固定であること。 (据え込み式止め金具については、現地での施工を禁止した施工管理書の提出を求める。)					H12告示第1414号第2第三号イ(2)(ii)
44	耐震性の確保	滑節構造とした接合部は、かごに設けるガイドシュー等と昇降路に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとなっていること。					H20告示第1494号第一号
45	(右のいずれか)	ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。					H20告示第1494号第二号イ
		ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも10mm以上長いものであること。					H20告示第1494号第二号ロ
46		かごのガイドレールのブラケットには、地震時に、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。					H20告示第1495号第一号
47		釣合おもりのガイドレールのレールブラケットには、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。					H20告示第1495号第二号
48		昇降路内の横架材には、地震時に索が回り込まないように横架材の端部が昇降路の立柱に緊結されていること。					H20告示第1495号第三号
49		滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものであること。					H20告示第1498号第一号
50		滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm以上で、かつ、索の直径の1/3以上であること。					H20告示第1498号第二号
51		索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープガードを設けること。					H20告示第1498号第三号
52		ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の3/4以下であり、それ以外のは17/20以下であること。					H20告示第1498号第四号イ及びロ
53	巻胴式	滑車の索に面する部分の端部の最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上であること。 この場合は前2項の規定は適用しない。					H20告示第1498号第五号

項目	確認内容	適合	参照先			関連条項
			仕	計	図資	
54	釣合おもりの構造	釣合おもりの枠及び釣合おもり片により構成されていること。				H25 告示第 1048 号第一号
55		地震時に釣合おもり枠に生ずる力が計算されていること。				H25 告示第 1048 号第二号イ
56		釣合おもりの各枠の断面に生ずる短期の応力度が告示に示された式により計算されていること。				H25 告示第 1048 号第二号ロ
57		計算された応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期許容応力度を超えていないか、又は、基準強度が令第 90 条関連告示に示されていない鋼材を使用する場合には、その鋼材の規格が定められており、規格の引張強さを 2.0 で除して求めた数値を基準強度としていること。				H25 告示第 1048 号第二号ハ H12 告示第 2464 号第 1
58		おもり片の脱落防止構造は、次のイ又はロとして イ. 地震力でたて枠にたわみが生じても、おもり片が脱落しない構造となっていること。 ロ. たて枠のたわみ量は、おもり片と接する部分の長さが 10mm 以上確保できていること。				H25 告示第 1048 号第三号
59	主要な支持部分の耐震構造	令第 129 条の 4 第 1 項に規定された主要な支持部分に、告示第 1047 号第二号で規定された地震力等によって生ずる力が計算されていること。 (特別な調査又は研究の結果に基づく地震時の加速度を考慮した地震力でもよい)  (主要な支持部分としては、主索、主索端部、支持ばり、機械室なしのガイドレールを含む。)				H25 告示第 1047 号第一号
60		前項の各主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度が計算されていること。				H25 告示第 1047 号第二号
61		計算された応力度が令第三章第八節第三款の規定による短期許容応力度を超えていないか、又は、基準強度が令第 90 条又は令第 94 条の関連告示に示されていない鋼材等を使用する場合には、その鋼材等の規格が定められており、規格の引張強さを告示第 1414 号の安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度としていること。 なお、平成 26 年 3 月 31 日付け国住指第 4444 号の技術的助言の第一第 2 項に示された事項を満たすこと。				H25 告示第 1047 号第三号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
62	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に伴う必要条件	かご及び釣合おもりがその全昇降行程範囲内において、駆動装置、制御盤(開閉式蓋を含む)に接触しないこと。					H12 告示第 1413 号 第 1 第三号ハ	
63		駆動装置の点検を要する部分と昇降路壁面までの水平距離は、50 cm以上であること。					H12 告示第 1413 号 第 1 第三号ニ	
64		駆動装置を昇降路の底部に設ける場合は、保守点検時にかご又は釣合おもりの降下又は落下による人身事故を防止するための以下の装置を設けていること。 (1) 昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置 (2) 昇降路内において機械的にかごの降下を停止することができる装置 (3) 非常の場合に昇降路内において動力を切る装置 また、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合でも駆動装置等に触れるおそれがないこと。					H12 告示 1413 号 第 1 第三号ヘ	
65		駆動装置を昇降路の頂部に設ける場合は、保守点検用に、かごの移動を防止する機械的ストッパーを設けること。					令第 129 条の 8 第 2 項第三号	
66		昇降路の外側から点検するようにした制御盤の蓋又は昇降路点検口の戸は、ドアスイッチを設け、かつ、自動施錠装置又はドアロックスイッチ付施錠装置により、閉め忘れ及び施錠忘れを防ぐ構造であること。					令第 129 条の 7 第一号、令第 129 条の 9 第四号、H12 告示第 1413 号 第 1 第三号ホ	
67		制御盤を昇降路内に設ける場合には、非常時に昇降路外からかごを制御できる装置を設置していること。					H12 告示第 1413 号 第 1 第三号ホ	
68		駆動装置 & 制御器の移動・転倒防止	駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって移動・転倒しないよう以下の規定に適合すること。 駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。					令第 129 条の 8 第 1 項、H20 告示第 703 号 第一号
69	駆動装置等の支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。						H20 告示第 703 号 第二号	
70	機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。						H20 告示第 703 号 第三号	
71	支持台及び形鋼等は、JIS G3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JIS G5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鋳鉄とすること。						H20 告示第 703 号 第四号	
72	ボルトは、座金の使用、ナットの 2 重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。						H20 告示第 703 号 第五号イ	
73	ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。						H20 告示第 703 号 第五号ロ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
74	制動機	制動機（ブレーキ）						令第129条の8第2項、H12告示第1429号第1第一号、H12告示第1423号第2第三号
75	制御器	かご内及びかご上で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。（自己保持型であること。）						H12告示第1429号第1第四号
76		かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する次の装置があること。 イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。 ロ 令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。						令第129条の8第2項、 H12告示第1429号第1第二号及び第三号、 H20告示第1447号
77		かごの停止位置が75mm以上移動するおそれのある場合に設ける再床合せ装置						H12告示第1429号第1第一号
78	安全装置	〔制動装置〕次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置の大臣認定を取得していること。 イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合 ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合						令第129条の10第3項第一号、 令第129条の10第4項
79		地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置を設けること。						令第129条の10第3項第二号、 H20告示第1536号第1
80		地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。						H20告示第1536号第2第一号
81		加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあっては、この限りでない。						H20告示第1536号第2第二号

	項目	確認内容	適合	参照先			関連条項
				仕	計	図資	
82	安全装置（続き）	<p>地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。</p> <p>イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあつては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ロ かごが昇降している場合にあつては、加速度の検知後 10 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に <math>0.8 \text{ m/sec}^2</math> 以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあつては、当該支障が起こるおそれがなくなった後 90 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。</p>				H20 告示第 1536 号第 2 第三号	
83		地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。					H20 告示第 1536 号第 2 第四号
84		連絡装置					令第 129 条の 10 第 3 項第三号
85		積載荷重に 1.1 を乗じて得た荷重が作用した場合において警報を発し、かつ出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置					令第 129 条の 10 第 3 項第四号イ
86		停電時でもかご床面で 1ルクス以上の照度を確保する停電灯					令第 129 条の 10 第 3 項第四号ロ
87		自動着床装置					H12 告示第 1423 号第 2 第一号
88		調速機による過速検出スイッチ					H12 告示第 1423 号第 2 第二号
90		同上の作動速度 ≤ 定格速度の 1.3 倍であること。 (ただし、定格速度 45m 以下では、≤ 63m)					

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
91	安全装置（続き）	調速機による非常止め装置（定格速度が45m/minを超えるものでは次第ぎき式に限る。また、次第ぎき及び早ぎき式の混在は不可）					H12 告示第 1423 号第 2 第四号イ	
92		定格速度 45m 以下、積載荷重 3,100N 以下で、かつ、昇降行程 13m 以下のエレベーターでは、スラックロフ式非常止め装置					H12 告示第 1423 号第 2 第四号ロ	
93		調速機の作動速度 ≤ 定格速度の 1.4 倍であること。（ただし、定格速度 45m 以下では、≤ 68m）					H12 告示第 1423 号第 2 第四号イ	
94		次第ぎき式非常止め装置の場合、かごの平均減速度が 1.0g 以下であるか。					令第 129 条の 10 第 2 項第二号	
95		かご全質量 + 懸垂物総質量 ≤ 非常止め装置の最大適用質量であること。						
96		スラックロフ式非常止めの主索緩みを検出する部分の設定は、かごが昇降路最上部において下降方向に 1g 加速状態にある場合に、かごから最遠端部分での主索端部外れ状態を検出可能であること。						
97		ディレクショナルリミットスイッチ又は終端階停止装置					H12 告示第 1423 号第 2 第五号	
98		ファイナルリミットスイッチ					H12 告示第 1423 号第 2 第五号	
99		ばね緩衝器（定格速度 60m 以下に限る。）ストロークが規定値以上か。（定格速度 30m では ≥ 3.8 cm、45m では ≥ 6.6 cm、60m では ≥ 10 cm、定格積載量を搭載したかごの荷重の 4 倍が作用したときの下限ストローク）					H12 告示第 1423 号第 2 第六号イ	
100		油入り緩衝器（定格速度 60m 以下でのオプションとすること可。）					H12 告示第 1423 号第 2 第六号ロ	
101		油入り緩衝器作動時の平均減速度が 1.0g 以下であること。					令第 129 条の 10 第 2 項第一号	
102		油入り緩衝器の最大許容質量範囲内の適用であること。						
103		油入り緩衝器の場合のストロークは、適切であること。					H12 告示第 1423 号第 2 第六号ロ	
104		巻胴式では、スラックロフスイッチを設けること。（検出部は、最遠端での発生した主索緩みを検出可能なこと。）					H12 告示第 1423 号第 2 第七号	
105	頂部安全距離確保スイッチ					H12 告示第 1423 号第 1 第一号ロ		
106	ピット安全距離確保スイッチ（ピット深さが 1.2m 未満の場合）					H12 告示第 1423 号第 1 第一号イ		
107	ピット深さ（右のいずれか）	かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間（ランバイ）及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。					H12 告示第 1423 号第 1 第一号イ但し書き	
		告示第 1423 号第 1 第一号規定値以上					H12 告示第 1423 号第 1 第一号イ	

108	頂部すき間 (右のいずれか)	(トラクション式の場合)かごが最上階を行過ぎ、釣合おもりがピットの緩衝器を全圧縮してかごが飛び上がったときでも、かご上のあらゆる機器と昇降路の頂部機器又は構造体と2.5 cm以上のすき間を確保していること。 (巻胴式の場合)かごが最上階を行過ぎた場合でも、昇降路頂部に設けた緩衝器等でそれ以上のかごの上昇を機械的に阻止する構造となっていて、かご側の緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。					H12 告示第 1423 号第 1 第一号ロ
		告示第 1423 号第 1 第一号規定値以上					H12 告示第 1423 号第 1 第一号イ

(注)

昇降路の出入口の戸の施錠装置の構造は H20 年告示第 1447 号に定められているが、昇降路であるため、型式適合認定の対象外である。しかし、施錠装置はかご戸の動きで解錠される場合が多く、かご戸との係合関係をチェックしておく必要がある。

# 小型エレベーター型式適合認定申請チェックリスト

## (ロープ式小型エレベーター)

本チェックリストは、一般乗用エレベーター、殊駆動方式及び斜行エレベーターには適用できません。

適合欄記入例(該当:○、非該当:ー)、参照先欄(仕:仕様書、計:計算書、図:図面、資:資料)の該当欄に記載頁を記入

項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
			仕	計	図	資	
0	全体	石綿等を添加した材料を使用していないこと。					法第 28 条の 2
1	法定積載荷重	1,800N/m <sup>2</sup> 以上とし、かつ、1,300N以上であること。					H12 告示第 1415 号第三号
2	強度計算積載量	強度計算上の積載量 $\geq$ 法定積載荷重 $\div$ 9.8 であること。					令第 129 条の 6 第五号
3	表示上の定格積載量、定員	強度計算上の積載量 $\geq$ 表示上の定格積載量であること。					令第 129 条の 6 第五号
4		定員 $\leq$ 定格積載量 $\div$ 65 kg であること。					令第 129 条の 6 第五号
5	定員、積載荷重、昇降行程の上限	定格速度が 30m/分以下、積載荷重が 2,000N 以下(定員が 3 人以下)、昇降行程が 10m 以下であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(1)ただし書き(i)、 H12 告示第 1415 号第三号 (型式認定条件)
6	型式区分の明確化	定員、かごサイズ、出入口方式が特定の 1 種類に限定されていること。ただし、かご構造部材の変更がない範囲内で、かごサイズは、10%以内の幅のある数値設定を許容。					(型式認定条件)
7	かご床面積	かご床面積が 1.1m <sup>2</sup> 以下であること。					H12 告示第 1415 号第三号
8	かごの構造	出入口、天井救出口、天井換気口、床面から 180 cm 以上 30 cm 以下の壁又は囲い以外の部分は壁又は囲い、床及び天井で囲われていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第一号
9		天井救出口を設ける場合は、かご内から開かない構造であること。					H20 告示第 1455 号第 1 第二号
10		換気上有効な開口部(天井換気口)を設ける場合には、ガラリその他これに類するものが設けられていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第三号
11		かごの壁等は、任意の 5cm <sup>2</sup> の面に 300N の力が作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 15mm を超える変形が生じないこと。 ロ 塑性変形が生じないこと。					H20 告示第 1455 号第 1 第四号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
1 2	かごの構造 (続き)	かごの壁等に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 合わせガラス又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。）に使用するガラスにあつては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラスとすることができる。 ロ かごの壁又は囲い（床面からの高さが1.1m以下の部分）に使用するガラスにあつては、手すりを床面から0.8m以上1.1m以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。					H20告示第1455号第1 第五号	
1 3		かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。					H20告示第1455号第1 第六号	
1 4		かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。					H20告示第1455号第1 第七号	
1 5		かごの床面で50ルクス以上の照度があること。					H20告示第1455号第1 第八号	
1 6		かごの天井の高さは2m以上であること。					H20告示第1455号第1 第九号	
1 7		かごの出入口の戸は、空隙のない構造となっていること。					H20告示第1455号第2 第一号	
1 8		かごの出入口の戸は、引き戸であること。					H20告示第1455号第2 第二号	
1 9		かごの出入口の戸の各部のすき間は8mm以下となっていること。					H20告示第1455号第2 第三号	
2 0		かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものとなっていること。					H20告示第1455号第2 第五号	
2 1		かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものとなっていること。					H20告示第1455号第2 第六号	
2 2		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動ができるものであること。					H20告示第1455号第2 第七号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
23	かごの構造 (続き)	自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、150N以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の3分の1が閉じられるまでの間は、この限りでない。						H20告示第1455号第2 第八号
24		構造上軽微な部分を除き、難燃材料であること。 (防火上支障がない建築物には、かごを可燃物で造るオプション仕様を許容。)						令第129条の6第二号
25	かご天井救出口 省略の要件	停電時でも昇降路外から制御器の操作でかごを昇降可能であること。						H12告示第1413号第1 第一号口(1)
26	(右のいずれか)	昇降路外の手動操作でかごを昇降できること。						H12告示第1413号第1 第一号口(2)
27	かご構造部材	かご構造部材寸法を1種類に限定していること。						(型式認定条件)
28	主索及び綱車 直径	主索直径 $\geq 8$ mm $\phi$ 、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ であること。						H12告示第1414号第2 第三号イ(1)、(3)(iii)
29	主索種別 (右のいずれか)	主索は、JIS G3525(ワイヤロープ)又はJIS G3546(異形線ロープ)であること。						H12告示第1446号第1 第三号別表第1
		主索は、国土交通大臣の認定を取得したものであること						法第37条第二号
30	主索端部構造 (右のいずれか)	主索端部は、鋼製ソケットにパピット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定であること。 (据え込み式止め金具については、現地での施工を禁止した施工管理書の提出を求める。)						H12告示第1414号第2 第三号イ(2)(ii)
		主索端部は、国土交通大臣の認定を取得したものであること。						令第129条の4第1 項第三号
31	強度検証法	強度検証法で $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=2.0$ (ガイドレールを除く。)を適用していること。						H12告示第1414号第2 第一号イ(2)、ロ
32		かご枠及び床版の安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置作動時 $\geq 2.0$ であること。						H12告示第1414号第2 第二号イ
33		主索の安全率が、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置作動時において、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式では2.5)及び使用時 $\geq 2.5$ であること。						H12告示第1414号第2 第三号ロ

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
34	強度検証法 (続き)	主索の限界安全率が設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式では2.5)であること。					H12告示第1414号第2 第三号ハ	
35		主索に国土交通大臣の認定を取得した構造方法による場合は、主索及び主索端部短部の安全率は認定されたときの値以上であること。					法第37条 令第129条の4第1 項第三号	
35		ガイドレールの強度検証法で、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき非常止め採用の場合)を適用していること。					H12告示第1414号第2 第一号ロ	
36		ガイドレールの安全率が、常時 $\geq 3.0$ (常時荷重が加わらないものを除く。)及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。					H12告示第1414号第2 第二号ハ(1)	
37		ただし、建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の1.5倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。					H12告示第1414号第2 第二号ハ(2) H12告示第1414号第2 第二号ただし書き	
38		レールブラケットの間隔の上限が適切な数値で設定されていること。					H12告示第1414号第2 第二号ハ 耐震設計・施工指針 (2014)	
39		ガイドレールで機器等の常時鉛直荷重を受けるものでは、座屈応力度(曲げ応力が常時かかるものでは、曲げ応力度との合計)が長期許容応力度以下であること。  (一般鋼材(SS400)の場合、長期許容応力度は(235/1.5)N/mm <sup>2</sup> )					H12告示第1414号第2 第二号ハ	
40		支持ばりの安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。 支持ばりについては、標準とする支持間隔における部材寸法指定とすることを許容する。					H12告示第1414号第2 第二号ロ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
4 1	耐震性の確保	滑節構造とした接合部は、かごに設けるガイドシュー等と昇降路に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとなっていること。						H20 告示第 1494 号第一号
4 2	(右のいずれか)	ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。						H20 告示第 1494 号第二号イ
4 3		ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも 10mm 以上長いものであること。						H20 告示第 1494 号第二号ロ
4 4		かごのガイドレールのブラケットには、地震時に、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。						H20 告示第 1495 号第一号
4 5		釣合おもりのガイドレールのレールブラケットには、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。						H20 告示第 1495 号第二号
4 6		昇降路内の横架材には、地震時に索が回り込まないように横架材の端部が昇降路の立柱に緊結されていること。						H20 告示第 1495 号第三号
4 7		滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものであること。						H20 告示第 1498 号第一号
4 8		滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm 以上で、かつ、索の直径の 1/3 以上であること。						H20 告示第 1498 号第二号
4 9		索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープガードを設けること。						H20 告示第 1498 号第三号
5 0		ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の 3/4 以下であり、それ以外のものは 17/20 以下であること。						H20 告示第 1498 号第四号イ及びロ
5 1	巻胴式	滑車の索に面する部分の端部の最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上であること。この場合は前 2 項の規定は適用しない。						H20 告示第 1498 号第五号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
5 2	耐震性の確保 (続き)	釣合おもりの構造						H25 告示第 1048 号第一号
5 3								H25 告示第 1048 号第二号 H12 告示第 2464 号第 1
5 4								H25 告示第 1048 号第三号
5 5			主要な支持部分の構造					
5 6							H25 告示第 1047 号第二号	
5 7							H25 告示第 1047 号第三号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
58	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に伴う必要条件	かご及び釣合おもりがその全昇降行程範囲内において、駆動装置、制御盤(開閉式蓋を含む)に接触しないこと。					H12告示第1413号第1第三号ハ	
59		駆動装置の点検を要する部分と昇降路壁面までの水平距離は、50 cm以上であること。					H12告示第1413号第1第三号ニ	
60		<p>駆動装置を昇降路の底部に設ける場合は、保守点検時にかご又は釣合おもりの降下又は落下による人身事故を防止するための以下の装置を設けていること。</p> <p>(1) 昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置</p> <p>(2) 昇降路内において機械的にかごの降下を停止することができる装置</p> <p>(3) 非常の場合に昇降路内において動力を切る装置</p> <p>また、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合でも駆動装置等に触れるおそれがないこと。</p>					H12告示 1413 号第 1 第三号へ	
61		駆動装置を昇降路の頂部に設ける場合は、保守点検用に、かごの移動を防止する機械的ストッパーを設けること。					令第129条の8第2項第三号	
62		昇降路の外側から点検するようにした制御盤の蓋又は昇降路点検口の戸は、ドアスイッチを設け、かつ、自動施錠装置又はドアロックスイッチ付施錠装置により、閉め忘れ及び施錠忘れを防ぐ構造であること。					令第129条の7第一号、令第129条の9第四号、H12告示第1413号第1第三号ホ(設計留意事項)、令第129条の8第2項第二号	
63		制御盤を昇降路内に設ける場合には、非常時に昇降路外からかごを制御できる装置を設置していること。					H12告示第1413号第1第三号ホ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
64	駆動装置 及び制御器	駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって移動転倒しないよう以下の規定に適合すること。 駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。						令第129条の8第1項 H21告示第703号第一号
65		駆動装置等の支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。						H21告示第703号第二号
66		機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。						H21告示第703号第三号
67		支持台及び形鋼等は、JIS G3101 に規定するSS330, SS400, SS490 若しくはSS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JISG5501 に規定するFC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鋳鉄とすること。						H21告示第703号第四号
68		ボルトは、座金の使用、ナットの2重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。						H21告示第703号第五号イ
69		ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。						H21告示第703号第五号ロ
70	駆動装機	制動機（ブレーキ）						令第129条の8第2項、 H12告示第1429号第1第一号 H12告示第1423号第2第三号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
7 1	制御器	かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する次の装置があること。 イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。 ロ 令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。					令第129条の8第2項、 H12告示第1429号第1第二号及び第三号	
7 2		かご内で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。					H12告示第1429号第1第四号	
7 3	安全装置	〔制動装置〕次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置の大臣認定を取得していること。 イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合 ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合					令第129条の10第3項第一号、 令第129条の10第4項	
7 4		地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人々がこれらの戸を開くことができることとする装置を設けること。 ただし、昇降行程7m以下の場合を除く。					令第129条の10第3項第二号、 H20告示第1536号第1	
7 5		地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。					H20告示第1536号第2第一号	
7 6		加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。 ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあつては、この限りでない。					H20告示第1536号第2第二号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
77	安全装置 (続き)	<p>地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。</p> <p>イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあつては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかごの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ロ かごが昇降している場合にあつては、加速度の検知後 10 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかごの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に <math>0.8 \text{ m/sec}^2</math> 以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあつては、当該支障が起こるおそれがなくなった後 90 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がかごの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内に見やすい場所に表示することができるものであること。</p>					H20 告示第 1536 号第 2 第三号	
78		地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。						H20 告示第 1536 号第 2 第四号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
79	安全装置 (続き)	停電等の非常の場合においてかご内からかご外に連絡することができる装置					令第129条の10第3項 第三号	
80		積載荷重に1.1を乗じて得た荷重が作用した場合において警報を発し、かつ出入口の戸の閉鎖を自動的に制止する装置					令第129条の10第3項 第四号イ	
81		停電時でもかご床面で1ルクス以上の照度を確保する停電灯					令第129条の10第3項 第四号ロ	
82		自動着床装置又は操縦機自動復帰装置					H12告示第1423号第2 第一号	
83		調速機による過速検出スイッチ又は電気式調速機による過速検出スイッチ					H12告示第1423号第2 第二号	
84		動力が切れたときに慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置					H12告示第1423号第2 第三号	
85		調速機による非常止め装置又はスラックロープ式非常止め装置					H12告示第1423号第2 第四号イ	
86		(主索緩み検出部分の設定は、かごが昇降路最上部において下降方向に1G加速状態にある場合に、かごから最遠端での主索端部外れ状態を検出可能であること。)					H12告示第1423号第2 第四号ロ	
87		ディレクショナルリミットスイッチ又は終端階停止装置					H12告示第1423号第2 第五号	
88		ファイナルリミットスイッチ					H12告示第1423号第2 第五号	
89		ばね緩衝器又は緩衝材(定格速度の1.4倍以下で作動する過速検出装置を設ける場合に限る。)					H12告示第1423号第2 第六号	
							同上ただし書き	
90		巻胴式では、スラックロープスイッチを設けること。(検出部は、最遠端での発生した主索緩みを検出可能なこと。)					H12告示第1423号第2 第七号	
91		頂部安全距離確保スイッチ					H12告示第1423号第1 第一号ロ	
92	ピット安全距離確保スイッチ					H12告示第1423号第1 第一号イ		
93	ピット深さ	かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。					H12告示第1423号第1 第一号イ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
94	頂部すき間	<p>(トラクション式の場合)かごが最上階を行過ぎ、釣合おもりがピットの緩衝器を全圧縮してかごが飛び上がったときでも、かご上のあらゆる機器と昇降路の頂部機器又は構造体と2.5 cm以上のすき間を確保していること。</p> <p>(巻胴式の場合)かごが最上階を行過ぎた場合でも、昇降路頂部に設けた緩衝器等でそれ以上のかごの上昇を機械的に阻止する構造となっていて、かご側の緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。</p>					H12告示第1423号第1 第一号口	

(注)

昇降路の出入口の戸の施錠装置の構造はH20年告示第1447号に定められているが、昇降路であるため、型式適合認定の対象外である。しかし、施錠装置はかご戸の動きで解錠される場合が多く、かご戸との係合関係、施錠装置のスイッチも令第129条の8第2項第二号によりチェックしておく必要がある。

以上

# ホームエレベーター型式適合認定申請チェックリスト

## (ロープ式ホームエレベーター)

本チェックリストは、一般乗用エレベーター、小型エレベーター、殊駆動方式及び斜行エレベーターには適用できません。

適合欄記入例(該当:○、非該当:ー)、参照先欄(仕:仕様書、計:計算書、図:図面、資:資料)の該当欄に記載頁を記入

項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
			仕	計	図	資	
0	全体	石綿等を添加した材料を使用していないこと。					法第 28 条の 2
1	法定積載荷重	1,800N/m <sup>2</sup> 以上とし、かつ、1,300N以上であること。					H12 告示第 1415 号第三号
2	強度計算積載量	強度計算上の積載量 $\geq$ 法定積載荷重 $\div$ 9.8 であること。					令第 129 条の 6 第五号
3	表示上の定格積載量、定員	強度計算上の積載量 $\geq$ 表示上の定格積載量であること。					令第 129 条の 6 第五号
4		定員 $\leq$ 定格積載量 $\div$ 65 kg であること。					令第 129 条の 6 第五号
5	定員、積載荷重、昇降行程の上限	定格速度が 30m/分以下、積載荷重が 2,000N 以下(定員が 3 人以下)、昇降行程が 10m 以下であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(1)ただし書き(i)、 H12 告示第 1415 号第三号 H12 告示第 1413 号第 1 第六号 (型式認定条件)
6	型式区分の明確化	定員、かごサイズ、出入口方式が特定の 1 種類に限定されていること。ただし、かご構造部材の変更がない範囲内で、かごサイズは、10%以内の幅のある数値設定を許容。					(型式認定条件)
7	かご床面積	かご床面積が 1.1m <sup>2</sup> 以下であること。					H12 告示第 1415 号第三号 H12 告示第 1413 号第 1 第六号
8	かごの構造	出入口、天井救出口、天井換気口、床面から 180 cm 以上 30 cm 以下の壁又は囲い以外の部分は壁又は囲い、床及び天井で囲われていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第一号
9		天井救出口を設ける場合は、かご内から開かない構造であること。					H20 告示第 1455 号第 1 第二号
10		換気上有効な開口部(天井換気口)を設ける場合には、ガラリその他これに類するものが設けられていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第三号
11		かごの壁等は、任意の 5cm <sup>2</sup> の面に 300N の力が作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 15mm を超える変形が生じないこと。 ロ 塑性変形が生じないこと。					H20 告示第 1455 号第 1 第四号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
1 2	かごの構造 (続き)	かごの壁等に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 合わせガラス又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。）に使用するガラスにあつては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラスとすることができる。 ロ かごの壁又は囲い（床面からの高さが1.1m以下の部分）に使用するガラスにあつては、手すりを床面から0.8m以上1.1m以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。					H20告示第1455号第1 第五号	
1 3		かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。					H20告示第1455号第1 第六号	
1 4		かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。					H20告示第1455号第1 第七号	
1 5		かごの床面で50ルクス以上の照度があること。					H20告示第1455号第1 第八号	
1 6		かごの天井の高さは2m以上であること。					H20告示第1455号第1 第九号	
1 7		かごの出入口の戸は、空隙のない構造となっていること。					H20告示第1455号第2 第一号	
1 8		かごの出入口の戸は、引き戸であること。					H20告示第1455号第2 第二号	
1 9		かごの出入口の戸の各部のすき間は8mm以下となっていること。					H20告示第1455号第2 第三号	
2 0		かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものとなっていること。					H20告示第1455号第2 第五号	
2 1		かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものとなっていること。					H20告示第1455号第2 第六号	
2 2		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動ができるものであること。					H20告示第1455号第2 第七号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
23	かごの構造 (続き)	自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、150N以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の3分の1が閉じられるまでの間は、この限りでない。						H20告示第1455号第2第八号
24		構造上軽微な部分を除き、難燃材料であること。 (防火上支障がない建築物には、かごを可燃物で造るオプション仕様を許容。)						令第129条の6第二号
25	かご天井救出口省略の要件	停電時でも昇降路外から制御器の操作でかごを昇降可能であること。						H12告示第1413号第1第一号口(1)
26	(右のいずれか)	昇降路外の手動操作でかごを昇降できること。						H12告示第1413号第1第一号口(2)
27	かご構造部材	かご構造部材寸法を1種類に限定していること。						(型式認定条件)
28	主索及び綱車直径	主索直径 $\geq 8$ mm $\phi$ 、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ であること。						H12告示第1414号第2第三号イ(1)、(3)(iii)
29	主索種別 (右のいずれか)	主索は、JIS G3525(ワイヤロープ)又はJIS G3546(異形線ロープ)であること。						H12告示第1446号第1第三号別表第1
		主索は、国土交通大臣の認定を取得したものであること						法第37条第二号
30	主索端部構造 (右のいずれか)	主索端部は、鋼製ソケットにバビット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定であること。 (据え込み式止め金具については、現地での施工を禁止した施工管理書の提出を求める。)						H12告示第1414号第2第三号イ(2)(ii)
		主索端部は、国土交通大臣の認定を取得したものであること。						
31	強度検証法	強度検証法で $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=2.0$ (ガイドレールを除く。)を適用していること。						H12告示第1414号第2第一号イ(2)、ロ
32		かご枠及び床版の安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置作動時 $\geq 2.0$ であること。						H12告示第1414号第2第二号イ
33		主索の安全率が、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置作動時において、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式では2.5)及び使用時 $\geq 2.5$ であること。						H12告示第1414号第2第三号ロ

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
34	強度検証法 (続き)	主索の限界安全率が設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式では2.5)であること。					H12告示第1414号第2 第三号ハ	
35		主索に国土交通大臣の認定を取得した構造方法による場合は、主索及び主索端部短部の安全率は認定されたときの値以上であること。					法第37条 令第129条の4第1 項第三号	
35		ガイドレールの強度検証法で、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき非常止め採用の場合)を適用していること。					H12告示第1414号第2 第一号ロ	
36		ガイドレールの安全率が、常時 $\geq 3.0$ (常時荷重が加わらないものを除く。)及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。					H12告示第1414号第2 第二号ハ(1)	
37		ただし、建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の1.5倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。					H12告示第1414号第2 第二号ハ(2) H12告示第1414号第2 第二号ただし書き	
38		レールブラケットの間隔の上限が適切な数値で設定されていること。					H12告示第1414号第2 第二号ハ 耐震設計・施工指針 (2014)	
39		ガイドレールで機器等の常時鉛直荷重を受けるものでは、座屈応力度(曲げ応力が常時かかるものでは、曲げ応力度との合計)が長期許容応力度以下であること。  (一般鋼材(SS400)の場合、長期許容応力度は(235/1.5)N/mm <sup>2</sup> )					H12告示第1414号第2 第二号ハ	
40		支持ばりの安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。 支持ばりについては、標準とする支持間隔における部材寸法指定とすることを許容する。					H12告示第1414号第2 第二号ロ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
4 1	耐震性の確保	滑節構造とした接合部は、かごに設けるガイドシュー等と昇降路に設けるガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動するものとなっていること。					H20 告示第 1494 号第一号	
4 2		(右のいずれか)	ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。					H20 告示第 1494 号第二号イ
4 3			ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも 10mm 以上長いものであること。					H20 告示第 1494 号第二号ロ
4 4		かごのガイドレールのブラケットには、地震時に、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。						H20 告示第 1495 号第一号
4 5		釣合おもりのガイドレールのレールブラケットには、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。						H20 告示第 1495 号第二号
4 6	昇降路内の横架材には、地震時に索が回り込まないように横架材の端部が昇降路の立柱に緊結されていること。						H20 告示第 1495 号第三号	
4 7	滑車は、索を滑車の溝にかけることにより円滑に回転するものであること。						H20 告示第 1498 号第一号	
4 8	滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm 以上で、かつ、索の直径の 1/3 以上であること。						H20 告示第 1498 号第二号	
4 9	索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープガードを設けること。						H20 告示第 1498 号第三号	
5 0	ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の 3/4 以下であり、それ以外のものは 17/20 以下であること。						H20 告示第 1498 号第四号イ及びロ	
5 1	巻胴式	滑車の索に面する部分の端部の最も外側にあるものからの溝の深さが索の直径以上であること。この場合は前 2 項の規定は適用しない。						H20 告示第 1498 号第五号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
5 2	耐震性の確保 (続き)	釣合おもりの構造						H25 告示第 1048 号第一号
5 3								H25 告示第 1048 号第二号 H12 告示第 2464 号第 1
5 4								
5 5	主要な支持部分の構造							H25 告示第 1047 号第一号
5 6								H25 告示第 1047 号第二号
5 7								H25 告示第 1047 号第三号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
58	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に伴う必要条件	かご及び釣合おもりがその全昇降行程範囲内において、駆動装置、制御盤(開閉式蓋を含む)に接触しないこと。					H12告示第1413号第1第三号ハ	
59		駆動装置の点検を要する部分と昇降路壁面までの水平距離は、50 cm以上であること。					H12告示第1413号第1第三号ニ	
60		<p>駆動装置を昇降路の底部に設ける場合は、保守点検時にかご又は釣合おもりの降下又は落下による人身事故を防止するための以下の装置を設けていること。</p> <p>(1) 昇降路外において、かごの降下を停止することができる装置</p> <p>(2) 昇降路内において機械的にかごの降下を停止することができる装置</p> <p>(3) 非常の場合に昇降路内において動力を切る装置</p> <p>また、かご又は釣合おもりが緩衝器に衝突した場合でも駆動装置等に触れるおそれがないこと。</p>					H12告示 1413 号第 1 第三号へ	
61		駆動装置を昇降路の頂部に設ける場合は、保守点検用に、かごの移動を防止する機械的ストッパーを設けること。					令第129条の8第2項第三号	
62		昇降路の外側から点検するようにした制御盤の蓋又は昇降路点検口の戸は、ドアスイッチを設け、かつ、自動施錠装置又はドアロックスイッチ付施錠装置により、閉め忘れ及び施錠忘れを防ぐ構造であること。					令第129条の7第一号、令第129条の9第四号、H12告示第1413号第1第三号ホ(設計留意事項)、令第129条の8第2項第二号	
63		制御盤を昇降路内に設ける場合には、非常時に昇降路外からかごを制御できる装置を設置していること。					H12告示第1413号第1第三号ホ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
64	駆動装置 及び制御器	駆動装置及び制御器は、地震その他の震動によって移動転倒しないよう以下の規定に適合すること。 駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。					令第129条の8第1項 H21告示第703号第一号	
65		駆動装置等の支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。					H21告示第703号第二号	
66		機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。					H21告示第703号第三号	
67		支持台及び形鋼等は、JIS G3101 に規定するSS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JISG5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鋳鉄とすること。					H21告示第703号第四号	
68		ボルトは、座金の使用、ナットの2重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。					H21告示第703号第五号イ	
69		ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。					H21告示第703号第五号ロ	
70	駆動装機	制動機（ブレーキ）					令第129条の8第2項、 H12告示第1429号第1第一号 H12告示第1423号第2第三号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
7 1	制御器	かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する次の装置があること。 イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。 ロ 令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。					令第129条の8第2項、 H12告示第1429号第1項第三号	
7 2		かご内で駆動装置の動力を切ることができる装置を設けること。					H12告示第1429号第1項第四号	
7 3	安全装置	〔制動装置〕次に掲げる場合に自動的にかごを制止する装置の大臣認定を取得していること。 イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合 ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合					令第129条の10第3項第一号、 令第129条の10第4項	
7 4		地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人々がこれらの戸を開くことができることとする装置を設けること。 ただし、昇降行程7m以下の場合を除く。					令第129条の10第3項第二号、 H20告示第1536号第1	
7 5		地震時等管制運転装置は、建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置すること。					H20告示第1536号第2第一号	
7 6	加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定すること。 ただし、昇降路に震動が頻繁に生じることにより加速度を検知する上で支障がある場合にあつては、この限りでない。					H20告示第1536号第2第二号		

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
77	安全装置 (続き)	<p>地震時等管制運転装置は、次のイからハまでに適合するものとする。</p> <p>イ かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合にあっては、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人これらの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ロ かごが昇降している場合にあっては、加速度の検知後 10 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人これらの戸を開くことができるものであること。ただし、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させる前に、建築物の基礎に <math>0.8 \text{ m/sec}^2</math> 以上の加速度に相当するものが生じた場合その他建築物の構造耐力上主要な部分の変形又は震動によってエレベーターの通常の昇降に支障があるおそれがある場合にあっては、当該支障が起こるおそれがなくなった後 90 秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人これらの戸を開くことができるものであること。</p> <p>ハ 加速度の検知後直ちに、その旨をかご内に見やすい場所に表示することができるものであること。</p>					H20 告示第 1536 号第 2 第三号	
78		地震時等管制運転装置には、予備電源を設けること。						H20 告示第 1536 号第 2 第四号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
79	安全装置 (続き)	停電等の非常の場合においてかご内からかご外に連絡することができる装置					令第129条の10第3項 第三号	
80		停電時でもかご床面で1ルクス以上の照度を確保する停電灯					令第129条の10第3項 第四号ロ	
81		自動着床装置又は操縦機自動復帰装置					H12告示第1423号第2 第一号	
82		調速機による過速検出スイッチ又は電気式調速機による過速検出スイッチ					H12告示第1423号第2 第二号	
83		動力が切れたときに惰性による原動機の回転を自動的に制止する装置					H12告示第1423号第2 第三号	
84		調速機による非常止め装置又はスラックロープ式非常止め装置					H12告示第1423号第2 第四号イ	
85		(主索緩み検出部分の設定は、かごが昇降路最上部において下降方向に1G加速状態にある場合に、かごから最遠端での主索端部外れ状態を検出可能であること。)					H12告示第1423号第2 第四号ロ	
86		ディレクショナルリミットスイッチ又は終端階停止装置					H12告示第1423号第2 第五号	
87		ファイナルリミットスイッチ					H12告示第1423号第2 第五号	
88		ばね緩衝器又は緩衝材(定格速度の1.4倍以下で作動する過速検出装置を設ける場合に限る。)					H12告示第1423号第2 第六号	
							同上ただし書き	
89		巻胴式では、スラックロープスイッチを設けること。(検出部は、最遠端での発生した主索緩みを検出可能なこと。)					H12告示第1423号第2 第七号	
90		頂部安全距離確保スイッチ					H12告示第1423号第1 第一号ロ	
91		ピット安全距離確保スイッチ					H12告示第1423号第1 第一号イ	
92		ピット深さ	かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。					H12告示第1423号第1 第一号イ

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
93	頂部すき間	<p>(トラクション式の場合)かごが最上階を行過ぎ、釣合おもりがピットの緩衝器を全圧縮してかごが飛び上がったときでも、かご上のあらゆる機器と昇降路の頂部機器又は構造体と 2.5 cm 以上のすき間を確保していること。</p> <p>(巻胴式の場合) かごが最上階を行過ぎた場合でも、昇降路頂部に設けた緩衝器等でそれ以上のかごの上昇を機械的に阻止する構造となっていて、かご側の緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。</p>					H12告示第1423号第1 第一号口	

(注)

昇降路の出入口の戸の施錠装置の構造は H20 年告示第 1447 号に定められているが、昇降路であるため、型式適合認定の対象外である。しかし、施錠装置はかご戸の動きで解錠される場合が多く、かご戸との係合関係、施錠装置のスイッチも令第 129 条の 8 第 2 項第二号によりチェックしておく必要がある。

以上

# 小型エレベーター型式適合認定申請チェックリスト

(油圧式小型エレベーター)

本チェックリストは、一般乗用エレベーター、特殊駆動方式及び斜行エレベーターには適用できません。

適合欄記入例(該当:○、非該当:ー)、参照先欄(仕:仕様書、計:計算書、図:図面、資:資料)の該当欄に記載頁を記入

項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
			仕	計	図	資	
0	全体	石綿等を添加した材料を使用していないこと。					法第 28 条の 2
1	法定積載荷重	1,800N/m <sup>2</sup> 以上とし、かつ、1,300N以上であること。					H12 告示第 1415 号第三号
2	強度計算積載量	強度計算上の積載量 $\geq$ 法定積載荷重 $\div$ 9.8 であること。					令第 129 条の 6 第五号
3	表示上の定格積載量、定員	強度計算上の積載量 $\geq$ 表示上の定格積載量であること。					令第 129 条の 6 第五号
4		定員 $\leq$ 定格積載量 $\div$ 65 kgであること。					令第 129 条の 6 第五号
5	定員、積載荷重、昇降行程の上限	定格速度が 30m/分以下、積載荷重が 2,000N 以下(定員が 3 人以下)、昇降行程が 10m 以下であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(1)ただし書き(i)、 H12 告示第 1415 号第三号 (型式認定条件)
6	型式区分の明確化	定員、かごサイズ、出入口方式が特定の 1 種類に限定されていること。ただし、かご構造部材の変更がない範囲内で、かごサイズは、10%以内の幅のある数値設定を許容。					(型式認定条件)
7	かご床面積	かご床面積が 1.1m <sup>2</sup> 以下であること。					H12 告示第 1415 号第三号
8	かごの構造	出入口、天井救出口、天井換気口、床面から 180 cm 以上 30 cm 以下の壁又は囲い以外の部分は壁又は囲い、床及び天井で囲われていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第一号
9		天井救出口を設ける場合は、かご内から開かない構造であること。					H20 告示第 1455 号第 1 第二号
10		換気上有効な開口部(天井換気口)を設ける場合には、ガラリその他これに類するものが設けられていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第三号
11		かごの壁等は、任意の 5cm <sup>2</sup> の面に 300N の力が作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 15mm を超える変形が生じないこと。 ロ 塑性変形が生じないこと。					H20 告示第 1455 号第 1 第四号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
1 2	かごの構造 (続き)	かごの壁等に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 合わせガラス又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。）に使用するガラスにあつては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラスとすることができる。 ロ かごの壁又は囲い（床面からの高さが1.1m以下の部分）に使用するガラスにあつては、手すりを床面から0.8m以上1.1m以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。					H20 告示第 1455 号第 1 第五号	
1 3		かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。					H20 告示第 1455 号第 1 第六号	
1 4		かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。					H20 告示第 1455 号第 1 第七号	
1 5		かごの床面で 50 ルクス以上の照度があること。					H20 告示第 1455 号第 1 第八号	
1 6		かごの天井の高さは 2m 以上であること。					H20 告示第 1455 号第 1 第九号	
1 7		かごの出入口の戸は、空隙のない構造となっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第一号	
1 8		かごの出入口の戸は、引き戸であること。					H20 告示第 1455 号第 2 第二号	
1 9		かごの出入口の戸の各部のすき間は 8mm 以下となっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第三号	
2 0		かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものとなっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第五号	
2 1		かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものとなっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第六号	
2 2		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動ができるものであること。					H20 告示第 1455 号第 2 第七号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
23	かごの構造 (続き)	自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、150N以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の3分の1が閉じられるまでの間は、この限りでない。					H20 告示第 1455 号第 2 第八号	
24		構造上軽微な部分を除き、難燃材料であること。 (防火上支障がない建築物には、かごを可燃物で造るオプション仕様を許容。)					令第 129 条の 6 第二号	
25	かご天井救出口 省略の要件	停電時でも昇降路外から制御器の操作でかごを昇降可能であること。					H12 告示第 1413 号第 1 第一号口 (1)	
26	(右のいずれか)	昇降路外の手動操作でかごを昇降できること。					H12 告示第 1413 号第 1 第一号口 (2)	
27	かご構造部材	かご構造部材寸法を 1 種類に限定していること。					(型式認定条件)	
28	主索及び綱車直径	間接式油圧エレベーターの場合、主索直径 $\geq 8\text{mm}\phi$ 、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ (1)、(3) (iii)	
29	主索種別	間接式の場合、主索が、JIS G3525(ワイローフ)又は JIS G3546(異形線ローフ)であること。					H12 告示第 1446 号第 1 第三号別表第 1	
30	主索端部構造	間接式の場合、主索端部が鋼製ソケットにパット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定であること。 (据え込み式止め金具については、現地での施工を禁止した施工管理書の提出を求める。)					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ (2) (ii)	
31	強度検証法	プランジャーの有効細長比が 250 以下であること (安全上支障がない場合を除く)。					H12 告示第 1414 号第 3 第一号	
32		直接式の場合、油圧ジャッキ (間接式の場合を含む)、かご枠及びかご床版の強度検証法に $\alpha 1=1.3$ 、 $\alpha 2=2.0$ を適用していること。					H12 告示第 1414 号第 3 第一号	
33		間接式の場合、主索、かご枠、床版及び支持ばりの強度検証法に $\alpha 1=1.6$ 、 $\alpha 2=2.0$ を適用していること。					H12 告示第 1414 号第 2 第一号イ (2)、ロ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
34	強度検証法 (続き)	間接式の場合、主索の安全率が設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 2.5$ 及び使用時 $\geq 2.5$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号口	
35		間接式の場合、主索の限界安全率が設置時 $\geq 2.5$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号ハ	
36		かご枠及び床版の安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号イ	
37		プランジャー、シリンダーその他かごを支える部分、圧力配管の安全率が、常時 $\geq 3.0$ (脆性金属では、 $5.0$ )及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ (脆性金属では $3.0$ ) であること。					H12 告示第 1414 号第 3 第二号イ	
38		油圧ゴムホースの安全率が、常時 $\geq 6.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 4.0$ であること。					H12 告示第 1414 号第 3 第二号口	
39		ガイドレールの強度検証法で、 $\alpha 2=6.0$ を適用していること。					H12 告示第 1414 号第 3 第一号	
40		ガイドレールの安全率が、常時 $\geq 3.0$ (常時荷重が加わらないものを除く。)及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。 ただし、建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の $1.5$ 倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ H12 告示第 1414 号第 2 第二号ただし書き	
41		レールブラケットの間隔の上限が適切な数値で設定されていること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ 耐震設計・施工指針 (2014)	
42		ガイドレールで機器等の常時鉛直荷重を受けるものでは、座屈応力度(曲げ応力が常時かかるものでは、曲げ応力度との合計)が長期許容応力度以下であること。					H12 告示 1414 号第 2 第二号ハ	
43		支持ばりの安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。 支持ばりについては、標準とする支持間隔における部材寸法指定とすることを許容する					H12 告示第 1414 号第 2 第二号口	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
4 4	耐震性の確保	滑節構造とした接合部は、かごに設けるガイドシュー等と昇降路に設けるガイドレールが接合し、かつガイドシュー等が可動するものとなっていること。					H20 告示第 1494 号第一号	
4 5		ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。					H20 告示第 1494 号第二号イ	
4 6		ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも10mm以上長いものであること。					H20 告示第 1494 号第二号ロ	
4 7		かごのガイドレールのブラケットには、地震時に、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。					H20 告示第 1495 号第一号	
4 8		昇降路内の横架材には、地震時に索が回り込まないように横架材の端部が昇降路の立柱に緊結されていること。					H20 告示第 1495 号第三号	
4 9		滑車を設けたエレベーターでは、滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm以上でかつ、索の直径の1/3以上であること。					H20 告示第 1498 号第二号	
5 0		索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープガードを設けること。					H20 告示第 1498 号第三号	
5 1		滑車を設けたエレベーターのロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の3/4以下であり、それ以外のものは17/20以下であること。					H20 告示第 1498 号第四号イ及びロ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
5 2	耐震性の確保 (続き)	釣合おもりの構造						H25 告示第 1048 号第一号
5 3								H25 告示第 1048 号第二号 H12 告示第 2464 号第 1
5 4								
5 5	主要な支持部分の構造							H25 告示第 1047 号第一号
5 6								H25 告示第 1047 号第二号
5 7								H25 告示第 1047 号第三号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
58	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に伴う必要条件	かご、つり合おもりがその全昇降行程範囲内において、駆動装置、制御盤(開閉式蓋を含む)に接触しないこと。					H12告示第1413号第1第三号ハ	
59		駆動装置の点検を要する部分と昇降路壁面までの水平距離は、50 cm以上であること。					H12告示第1413号第1第三号ニ	
60		駆動装置を昇降路の底部に設ける場合は、保守点検時にかご又はつり合おもりの降下又は落下による人身事故を防止する装置を設けていること。(ピット点検スイッチ及び機械的ストッパー)					H12告示1413号第1第三号ヘ	
61		昇降路の外側から点検するようにした制御盤の蓋又は昇降路点検口の戸は、ドアスイッチを設け、かつ、自動施錠装置又はドアロックスイッチ付施錠装置により、閉め忘れ及び施錠忘れを防ぐ構造であること。					令第129条の7第一号、令第129条の9第四号、H12告示第1413号第1第三号ホ(設計留意事項)、令第129条の8第2項第二号	
62		制御盤を昇降路内に設ける場合には、非常時に昇降路外からかごを制御できる装置を設けていること。					H12告示第1413号第1第三号ホ	
63	制御器の構造	かごの停止時における自然沈下を調整するための床合わせ補正装置を設けていること。					H12告示第1429号第2第一号	
64		圧力配管には有効な圧力計を設けていること。					H12告示第1429号第2第二号	
65		かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置があること。					H12告示第1429号第1第二号	
66		駆動装置の動力を調節する装置の構造は、次のイ及びロに適合していること。 イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。 ロ 令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。					H12告示第1429号第1第三号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
67	安全装置	〔制動装置〕次に掲げる場合に自動的にかごを制する装置の大臣認定を取得していること。 イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合 ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合					令第129条の10第3項第一号、 令第129条の10第4項	
63		地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができることとする装置を設けること。 ただし、昇降行程7m以下の場合を除く。					令第129条の10第3項第二号、 H20告示第1536号第1	
64		停電等の非常の場合においてかご内からかご外に連絡することができる装置					令第129条の10第3項第三号	
65		積載荷重に1.1を乗じて得た荷重が作用した場合において警報を発生し、かつ出入口の戸の閉鎖を自動的に制する装置					令第129条の10第3項第四号イ	
66		停電時でもかご床面で1ルクス以上の照度を確保する停電灯					令第129条の10第3項第四号ロ	
67		自動着床装置又は操縦機自動復帰構造					H12告示第1423号第2第一号	
68		かごの上昇時に作動油の圧力が常用圧力の1.5倍を超えないようにする装置					H12告示第1423号第4第二号イ	
69		逆止弁					H12告示第1423号第4第二号ロ	
70		プランジャーがシリンダーから離脱することを防止する装置					H12告示第1423号第4第二号ニ	
71		電動機の空転防止装置					H12告示第1423号第4第二号ホ	
72		頂部安全距離確保スイッチ					H12告示第1423号第4第二号ヘ	
73		ピット深さが1.2m未満の場合のピット安全距離確保スイッチ					H12告示第1423号第1第一号イ	
74		ばね緩衝器又は緩衝材(定格速度の1.4倍以下で作動する過速検出装置を設ける場合に限る。)					H12告示第1423号第2第六号、ただし書き	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
75	安全装置 (続き)	ばね緩衝器の場合、ストロークが規定値以上（定格積載量を搭載したかごの荷重の2.5～4.0倍が作用したときのストローク $\geq 3.8\text{cm}$ とする。）					H12告示第1423号第2第六号イ	
76		かご内で動力を切ることができる停止スイッチ又はボタン (いずれも自己保持型であること。)					H12告示第1429号第1第一号	
77		ディレクショナルリミットスイッチ又は終端階停止装置					H12告示第1423号第2第五号	
78		ファイナルリミットスイッチ					H12告示第1423号第2第五号	
79		調速機又は電気式調速機による過速検出スイッチ (作動速度が63m/分以下であること。)					H12告示第1423号第2第二号	
80		スラックロープ式非常止め装置 (スラックロープ式非常止めの主索緩み検出する部分の設定は、かごが昇降路最上部において下降方向に1g加速状態にある場合に、かごから最遠端での主索端部外れ状態を検出可能であること。)					H12告示第1423号第2第四号ロ	
81		スラックロープスイッチ (検出部は、最遠端での発生した主索緩みを検出可能なこと。)					H12告示第1423号第2第四号ロ	
82		プランジャーリミットスイッチ					H12告示第1423号第2第四号ハ	
83	ピット深さ (右のいずれか)	H12告示1423号第1第一号規定値以上					H12告示第1423号第1第一号イ	
84		かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。					H12告示第1423号第1第一号イただし書き	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
85	頂部すき間 (右のいずれか)	H12 告示 1423 号第 1 第一号規定値以上					H12 告示 1423 号第 1 第一号イ	
86		(直接式の場合) プランジャーの余裕ストロークに 2.5cm を加えた値以上のすき間を確保していること。					H12 告示 1423 号第 4 第一号	
87		(間接式の場合) プランジャーの余裕ストローク、かごの飛び上がり代及び 2.5cm の合計値以上のすき間を確保していること。					H12 告示 1423 号第 4 第一号	

(注)

昇降路の出入口の戸の施錠装置の構造は H20 年告示第 1447 号に定められているが、昇降路であるため、型式適合認定の対象外である。しかし、施錠装置はかご戸の動きで解錠される場合が多く、かご戸との係合関係、施錠装置のスイッチも令第 129 条の 8 第 2 項第二号によりチェックしておく必要がある。

以上

# 小型エレベーター型式適合認定申請チェックリスト

## (油圧式小型エレベーター)

本チェックリストは、一般乗用エレベーター、特殊駆動方式及び斜行エレベーターには適用できません。

適合欄記入例(該当:○、非該当:ー)、参照先欄(仕:仕様書、計:計算書、図:図面、資:資料)の該当欄に記載頁を記入

項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
			仕	計	図	資	
0	全体	石綿等を添加した材料を使用していないこと。					法第 28 条の 2
1	法定積載荷重	1,800N/m <sup>2</sup> 以上とし、かつ、1,300N以上であること。					H12 告示第 1415 号第三号
2	強度計算積載量	強度計算上の積載量 $\geq$ 法定積載荷重 $\div$ 9.8 であること。					令第 129 条の 6 第五号
3	表示上の定格積載量、定員	強度計算上の積載量 $\geq$ 表示上の定格積載量であること。					令第 129 条の 6 第五号
4		定員 $\leq$ 定格積載量 $\div$ 65 kgであること。					令第 129 条の 6 第五号
5	定員、積載荷重、昇降行程の上限	定格速度が 30m/分以下、積載荷重が 2,000N 以下(定員が 3 人以下)、昇降行程が 10m 以下であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(1)ただし書き(i)、 H12 告示第 1415 号第三号 (型式認定条件)
6	型式区分の明確化	定員、かごサイズ、出入口方式が特定の 1 種類に限定されていること。ただし、かご構造部材の変更がない範囲内で、かごサイズは、10%以内の幅のある数値設定を許容。					(型式認定条件)
7	かご床面積	かご床面積が 1.1m <sup>2</sup> 以下であること。					H12 告示第 1415 号第三号
8	かごの構造	出入口、天井救出口、天井換気口、床面から 180 cm 以上 30 cm 以下の壁又は囲い以外の部分は壁又は囲い、床及び天井で囲われていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第一号
9		天井救出口を設ける場合は、かご内から開かない構造であること。					H20 告示第 1455 号第 1 第二号
10		換気上有効な開口部(天井換気口)を設ける場合には、ガラリその他これに類するものが設けられていること。					H20 告示第 1455 号第 1 第三号
11		かごの壁等は、任意の 5cm <sup>2</sup> の面に 300N の力が作用した場合において、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 15mm を超える変形が生じないこと。 ロ 塑性変形が生じないこと。					H20 告示第 1455 号第 1 第四号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
1 2	かごの構造 (続き)	かごの壁等に使用するガラスは、次のイ及びロに適合するものとする。 イ 合わせガラス又はこれと同等以上の飛散防止性能を有するものであること。ただし、かごの出入口の戸（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る。）に使用するガラスにあつては、厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入ガラスとすることができる。 ロ かごの壁又は囲い（床面からの高さが1.1m以下の部分）に使用するガラスにあつては、手すりを床面から0.8m以上1.1m以下の高さの位置に設けることその他安全上必要な措置が講じられたものであること。					H20 告示第 1455 号第 1 第五号	
1 3		かごの壁又は囲いは、その脚部を床版に、頂部を天井板に緊結すること。					H20 告示第 1455 号第 1 第六号	
1 4		かごの出入口の戸は、かご内の人又は物による衝撃により容易に外れないものとする。					H20 告示第 1455 号第 1 第七号	
1 5		かごの床面で 50 ルクス以上の照度があること。					H20 告示第 1455 号第 1 第八号	
1 6		かごの天井の高さは 2m 以上であること。					H20 告示第 1455 号第 1 第九号	
1 7		かごの出入口の戸は、空隙のない構造となっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第一号	
1 8		かごの出入口の戸は、引き戸であること。					H20 告示第 1455 号第 2 第二号	
1 9		かごの出入口の戸の各部のすき間は 8mm 以下となっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第三号	
2 0		かごの出入口の戸は、安全かつ円滑に開閉するものとなっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第五号	
2 1		かごの出入口の戸は、かごの昇降中に、かご内の人又は物による衝撃により容易に開かないものとなっていること。					H20 告示第 1455 号第 2 第六号	
2 2		自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、反転作動ができるものであること。					H20 告示第 1455 号第 2 第七号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
23	かごの構造 (続き)	自動的に閉鎖する構造のかごの出入口の戸は、150N以下の力により閉じるものであること。ただし、出入口の3分の1が閉じられるまでの間は、この限りでない。					H20 告示第 1455 号第 2 第八号	
24		構造上軽微な部分を除き、難燃材料であること。 (防火上支障がない建築物には、かごを可燃物で造るオプション仕様を許容。)					令第 129 条の 6 第二号	
25	かご天井救出口 省略の要件	停電時でも昇降路外から制御器の操作でかごを昇降可能であること。					H12 告示第 1413 号第 1 第一号口(1)	
26	(右のいずれか)	昇降路外の手動操作でかごを昇降できること。					H12 告示第 1413 号第 1 第一号口(2)	
27	かご構造部材	かご構造部材寸法を 1 種類に限定していること。					(型式認定条件)	
28	主索及び綱車直径	間接式油圧エレベーターの場合、主索直径 $\geq 8\text{mm}\phi$ 、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(1)、(3)(iii)	
29	主索種別	間接式の場合、主索が、JIS G3525(ワイローフ)又は JIS G3546(異形線ローフ)であること。					H12 告示第 1446 号第 1 第三号別表第 1	
30	主索端部構造	間接式の場合、主索端部が鋼製ソケットにパット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定であること。 (据え込み式止め金具については、現地での施工を禁止した施工管理書の提出を求める。)					H12 告示第 1414 号第 2 第三号イ(2)(ii)	
31	強度検証法	プランジャーの有効細長比が 250 以下であること(安全上支障がない場合を除く)。					H12 告示第 1414 号第 3 第一号	
32		直接式の場合、油圧ジャッキ(間接式の場合を含む)、かご枠及びかご床版の強度検証法に $\alpha 1=1.3$ 、 $\alpha 2=2.0$ を適用していること。					H12 告示第 1414 号第 3 第一号	
33		間接式の場合、主索、かご枠、床版及び支持ばりの強度検証法に $\alpha 1=1.6$ 、 $\alpha 2=2.0$ を適用していること。					H12 告示第 1414 号第 2 第一号イ(2)、ロ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
34	強度検証法 (続き)	間接式の場合、主索の安全率が設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 2.5$ 及び使用時 $\geq 2.5$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号口	
35		間接式の場合、主索の限界安全率が設置時 $\geq 2.5$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第三号ハ	
36		かご枠及び床版の安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号イ	
37		プランジャー、シリンダーその他かごを支える部分、圧力配管の安全率が、常時 $\geq 3.0$ (脆性金属では、 $5.0$ )及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ (脆性金属では $3.0$ )であること。					H12 告示第 1414 号第 3 第二号イ	
38		油圧ゴムホースの安全率が、常時 $\geq 6.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 4.0$ であること。					H12 告示第 1414 号第 3 第二号口	
39		ガイドレールの強度検証法で、 $\alpha 2=6.0$ を適用していること。					H12 告示第 1414 号第 3 第一号	
40		ガイドレールの安全率が、常時 $\geq 3.0$ (常時荷重が加わらないものを除く。)及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。 ただし、建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の $1.5$ 倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ H12 告示第 1414 号第 2 第二号ただし書き	
41		レールブラケットの間隔の上限が適切な数値で設定されていること。					H12 告示第 1414 号第 2 第二号ハ 耐震設計・施工指針 (2014)	
42		ガイドレールで機器等の常時鉛直荷重を受けるものでは、座屈応力度(曲げ応力が常時かかるものでは、曲げ応力度との合計)が長期許容応力度以下であること。					H12 告示 1414 号第 2 第二号ハ	
43		支持ばりの安全率が、常時 $\geq 3.0$ 及び安全装置の作動時 $\geq 2.0$ であること。 支持ばりについては、標準とする支持間隔における部材寸法指定とすることを許容する					H12 告示第 1414 号第 2 第二号口	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
4 4	耐震性の確保	滑節構造とした接合部は、かごに設けるガイドシュー等と昇降路に設けるガイドレールが接合し、かつガイドシュー等が可動するものとなっていること。					H20 告示第 1494 号第一号	
4 5		ガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものであること。					H20 告示第 1494 号第二号イ	
4 6		ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも10mm以上長いものであること。					H20 告示第 1494 号第二号ロ	
4 7		かごのガイドレールのブラケットには、地震時に、索が回り込まないようにレールブラケットの端部間に鉄線、鋼線又は鋼索が設けられていること。					H20 告示第 1495 号第一号	
4 8		昇降路内の横架材には、地震時に索が回り込まないように横架材の端部が昇降路の立柱に緊結されていること。					H20 告示第 1495 号第三号	
4 9		滑車を設けたエレベーターでは、滑車の溝は、索の形状に応じたものとし、滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm以上でかつ、索の直径の1/3以上であること。					H20 告示第 1498 号第二号	
5 0		索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープガードを設けること。					H20 告示第 1498 号第三号	
5 1		滑車を設けたエレベーターのロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離が索の直径の3/4以下であり、それ以外のものは17/20以下であること。					H20 告示第 1498 号第四号イ及びロ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
5 2	耐震性の確保 (続き)	釣合おもりの構造						H25 告示第 1048 号第一号
5 3								H25 告示第 1048 号第二号 H12 告示第 2464 号第 1
5 4								
5 5	主要な支持部分の構造							H25 告示第 1047 号第一号
5 6								H25 告示第 1047 号第二号
5 7								H25 告示第 1047 号第三号

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
58	駆動装置、制御盤の昇降路内配置に伴う必要条件	かご、つり合おもりがその全昇降行程範囲内において、駆動装置、制御盤(開閉式蓋を含む)に接触しないこと。					H12告示第1413号第1第三号ハ	
59		駆動装置の点検を要する部分と昇降路壁面までの水平距離は、50 cm以上であること。					H12告示第1413号第1第三号ニ	
60		駆動装置を昇降路の底部に設ける場合は、保守点検時にかご又はつり合おもりの降下又は落下による人身事故を防止する装置を設けていること。(ピット点検スイッチ及び機械的ストッパー)					H12告示1413号第1第三号ヘ	
61		昇降路の外側から点検するようにした制御盤の蓋又は昇降路点検口の戸は、ドアスイッチを設け、かつ、自動施錠装置又はドアロックスイッチ付施錠装置により、閉め忘れ及び施錠忘れを防ぐ構造であること。					令第129条の7第一号、令第129条の9第四号、H12告示第1413号第1第三号ホ(設計留意事項)、令第129条の8第2項第二号	
62		制御盤を昇降路内に設ける場合には、非常時に昇降路外からかごを制御できる装置を設けていること。					H12告示第1413号第1第三号ホ	
63	制御器の構造	かごの停止時における自然沈下を調整するための床合わせ補正装置を設けていること。					H12告示第1429号第2第一号	
64		圧力配管には有効な圧力計を設けていること。					H12告示第1429号第2第二号	
65		かご又は昇降路の出入口の戸の開閉に応じて駆動装置の動力を調節する装置があること。					H12告示第1429号第1第二号	
66		駆動装置の動力を調節する装置の構造は、次のイ及びロに適合していること。 イ かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に自動的に作動し、かごを昇降させないものであること。 ロ 令第129条の7第三号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動し、かごを昇降させるものであること。					H12告示第1429号第1第三号	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
67	安全装置	〔制動装置〕次に掲げる場合に自動的にかごを 制止する装置の大臣認定を取得していること。 イ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停 止位置が著しく移動した場合 ロ 駆動装置又は制御器に故障が生じ、かご及び 昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前に かごが昇降した場合					令第129条の10第3項第 一号、 令第129条の10第4項	
63		地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が 定める加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路 の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かご の出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、 又はかご内の人がこれらの戸を開くことができ ることとする装置を設けること。 ただし、昇降行程7m以下の場合を除く。					令第129条の10第3項第 二号、 H20告示第1536号第1	
64		停電等の非常の場合においてかご内からか ご外に連絡することができる装置					令第129条の10第3項第 三号	
65		停電時でもかご床面で1ルクス以上の照度 を確保する停電灯					令第129条の10第3項第 四号ロ	
66		自動着床装置又は操縦機自動復帰構造					H12告示第1423号第2第 一号	
67		かごの上昇時に作動油の圧力が常用圧力の 1.5倍を超えないようにする装置					H12告示第1423号第4第 二号イ	
68		逆止弁					H12告示第1423号第4第 二号ロ	
69		プランジャーがシリンダーから離脱するこ とを防止する装置					H12告示第1423号第4第 二号ニ	
70		電動機の空転防止装置					H12告示第1423号第4第 二号ホ	
71		頂部安全距離確保スイッチ					H12告示第1423号第4第 二号ヘ	
72		ピット深さが1.2m未満の場合のピット安 全距離確保スイッチ					H12告示第1423号第1第 一号イ	
73		ばね緩衝器又は緩衝材(定格速度の1.4倍以 下で作動する過速検出装置を設ける場合に 限る。)					H12告示第1423号第2第 六号、ただし書き	
74		ばね緩衝器の場合、ストロークが規定値以 上(定格積載量を搭載したかごの荷重の 2.5~4.0倍が作用したときのストローク ≥3.8cmとする。)					H12告示第1423号第2第 六号イ	

	項目	確認内容	適合	参照先				関連条項
				仕	計	図	資	
75	安全装置 (続き)	かご内で動力を切ることができる停止スイッチ又はボタン (いずれも自己保持型であること。)					H12 告示第 1429 号第 1 第一号	
76		ディレクショナルリミットスイッチ又は終端階停止装置					H12 告示第 1423 号第 2 第五号	
77		ファイナルリミットスイッチ					H12 告示第 1423 号第 2 第五号	
78		調速機又は電気式調速機による過速検出スイッチ (作動速度が 63m/分以下であること。)					H12 告示第 1423 号第 2 第二号	
79		スラックロープ式非常止め装置 (スラックロープ式非常止めの主索緩み検出する部分の設定は、かごが昇降路最上部において下降方向に 1g 加速状態にある場合に、かごから最遠端での主索端部外れ状態を検出可能であること。)					H12 告示第 1423 号第 2 第四号口	
80		スラックロープスイッチ (検出部は、最遠端での発生した主索緩みを検出可能なこと。)					H12 告示第 1423 号第 2 第四号口	
81		プランジャーリミットスイッチ					H12 告示第 1423 号第 2 第四号ハ	
82	ピット深さ (右のいずれか)	H12 告示 1423 号第 1 第一号規定値以上					H12 告示第 1423 号第 1 第一号イ	
83		かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間(ランバイ)及び緩衝器ストロークが適切に確保されていること。					H12 告示第 1423 号第 1 第一号イただし書き	
84	頂部すき間 (右のいずれか)	H12 告示 1423 号第 1 第一号規定値以上					H12 告示 1423 号第 1 第一号イ	
85		(直接式の場合) プランジャーの余裕ストロークに 2.5cm を加えた値以上のすき間を確保していること。					H12 告示 1423 号第 4 第一号	
86		(間接式の場合) プランジャーの余裕ストローク、かごの飛び上がり代及び 2.5cm の合計値以上のすき間を確保していること。					H12 告示 1423 号第 4 第一号	

(注)

昇降路の出入口の戸の施錠装置の構造は H20 年告示第 1447 号に定められているが、昇降路であるため、型式適合認定の対象外である。しかし、施錠装置はかご戸の動きで解錠される場合が多く、かご戸との係合関係、施錠装置のスイッチも令第 129 条の 8 第 2 項第二号によりチェックしておく必要がある。

以上

## 斜行型段差解消機の型式適合認定チェックリスト

別様式の仕様書に添付して使用ください。記入例；適合：○、不適合：×、適用外：－

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁	
1	令第129条の4第1項、第2項及び第129条の8第2項	告示第1414号による強度検証法及び告示第1429号による制御装置	主索或いは鎖でかごをつる駆動方式又は油圧駆動方式であること。 (これ以外の駆動方式の場合は、性能評価・大臣認定が必要である。)			
2	令第129条の3第2項	告示第1413号第1第九号	車いすに座ったまま使用するものであること。			
4			定格速度が15m/分以下であること。			
5			かご床面積が2.25㎡以下であること。			
6			令第129条の7第五号（昇降路内には以下のものを除き、突出物を設けないこと。）			
7			イ 政令の(1)又は告示第1495号第一号、第二号、第三号に定められた引っ掛かり防止装置が講じられたレールブラケット又は横架材			
8			ロ 令第129条の2の5第1項第三号のただし書きの配管設備（光ケーブル）			
9			ハ 係合装置その他のやむを得ないもので機能障害防止措置の講じられたもの			
10	告示第1413号第1第九号イ(1)（かごの構造）	告示第1413号第1第九号イ(1)（かごの構造）	い 1人乗りの場合 かごの昇降操作をかな	出入口以外の部分に高さ65cm以上の丈夫な壁又は囲いを設置しているか。ただし、昇降路側壁等に挟まれるおそれがない部分では、床から高さ7cm（出入口幅が80cm以下の場合では6cm）以上のせき及び高さ65cm以上の丈夫な手すりを設置していてもよい。		
11			消機の場合 上記以外の段差解	出入口以外の部分に高さ1m以上の丈夫な壁又は囲いを設置しているか。ただし、昇降路側壁等に挟まれるおそれがない部分では、床から高さ15cm以上のせき及び高さ1m以上の丈夫な手すりを設置していてもよい。		
12	告示第1413号第1第九号イ(2)（かごの出入口）	告示第1413号第1第九号イ(2)（かごの出入口）	かごの出入口に、戸又は可動式手すり（遮断棒を含む）を設置していること。			
13	告示第1413号第1第九号イ(3)（表示・定員）	告示第1413号第1第九号イ(3)（表示・定員）	用途、積載量、最大定員、並びに、一人乗りの場合は、車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内に掲示していること。			

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
14	令第 129 条の 3 第 2 項		最大定員は、積載荷重を告示第 1415 号第五号に定める数値とし、車いす使用者 1 人当たり 175kg、車いす使用者以外は、1 人当たり 65kg として計算した定員であること。		
15		告示第 1413 号第 1 第九号口 (1) (昇降路の構造)	<p>高さ 1.8m 以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設置していること。</p> <p>かご下にスカート等を設置していること。又は強く挟まれた場合にかごを停止する装置。</p>		
16					
17		告示第 1413 号第 1 第九号口 (2) (出入口床先寸法)	かごの床先と乗場の床先との水平距離は 4cm 以下であること。		
18		告示第 1413 号第 1 第九号口 (3) (釣合おもり付)	釣合おもり付きの場合、人や物に触れないよう壁又は囲いを設置のこと。		
19		告示第 1413 号第 1 第九号口 (4) (障害物対応)	かご内の人又は物が挟まれ又は障害物に触れない構造とすること。		
20		告示第 1413 号第 1 第九号ハ (戸スイッチ)	かご及び昇降路の戸又は可動式の手すりが閉じているときのみ運転を可能とするスイッチを設けていること。		
21		告示第 1413 号第 1 第九号ニ (1) (安全装置)	<p>動力による折り畳み式の場合</p> <p>鍵でかごの開閉ができる装置を設けていること。</p> <p>開閉動作中のかごに人又は物が挟まった場合に開閉動作を停止する装置を設けていること。</p> <p>かご内に人がいるか又は物がある場合にかごを折畳めないようにしていること。</p>		
22					
23					
24		告示第 1413 号第 1 第九号ニ (2) (安全装置)	着脱式かごの場合、かごがレールに確実に取り付けられていない場合には、かごを昇降できない装置としていること。		
25		告示第 1413 号第 1 第九号ニ (3) (安全装置)	<p>(管理者の付添いなしで使用する場合) 積載荷重を著しく超えた (概ね、積載荷重の 110%) ときに警報を鳴らしかごの昇降できなくする装置を設けていること。</p> <p>(管理者の付添いつきで使用する場合) 鍵を用いなければかごの昇降ができない装置を設けているか。</p>		
26					
27	令第 129 条の 4 第 1 項、第 2 項	告示第 1414 号第 2 第一号 (かごを主索でつる段差解消機の荷重) (注; 油圧式の場合は項番 33 による。)	主要な支持部分等に作動する荷重算出のための係数を $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=2.0$ としていること。ただし、レールは、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき式非常止めの場合)		
28		告示第 1414 号第 2 第二号イ、ロ (かごを主索でつる段差解消機の安全率)	かご枠、床版及び支持はりの安全率を、常時 $\geq 3.0$ 、安全装置作動時 $\geq 2.0$ としていること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
29	令第129条の4第1項、第2項	告示第1414号第2第二号ハ（段差解消機のガイドレールの安全率）	次のいずれかによる。 ガイドレールの安全率を、常時 $\geq 3.0$ 、安全装置作動時 $\geq 2.0$ としていること。 建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の1.5倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。		
30		告示第1414号第2第三号（かごを主索でつる段差解消機の主索）	主索をワイヤロープとし、主索直径 $\geq 8$ mm $\phi$ 、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ であること。ただし、主索の綱車巻き掛け角度が90度以下の場合、綱車直径/主索直径 $\geq 20$ であること。		
31		告示第1414号第2第三号（かごを主索でつる段差解消機の主索）	主索端部を鋼製ソケットにバビット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定としていること。		
32		告示第1414号第2第三号（かごを主索でつる段差解消機の主索）	主索の安全率が、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 3.2$ （巻胴式又は油圧間接式では $\geq 2.5$ ）及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		
33			主索端部の安全率が、設置時 $\geq 4.0$ 及び使用時 $\geq 3.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 2.0$ 及び使用時 $\geq 2.0$ であること。		
34		告示第1414号第2第三号（かごを主索でつる段差解消機の主索）	主索の限界安全率が、設置時 $\geq 3.2$ （巻胴式又は油圧間接式においては、 $\geq 2.5$ ）及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		
35		（注；主索併用の油圧式を含む。）	主索端部の限界安全率が、設置時及び使用時 $\geq 2.0$ であること。		
36		告示第1414号第3第一号（油圧式段差解消機の荷重）	油圧プランジャーの有効細長比が、250 以下であること。		
37		告示第1414号第3第一号（油圧式段差解消機の荷重）	主要な支持部分（シリンダーその他かごを支える部分、かご並びに圧力配管を含む）等に作動する荷重算出の係数を $\alpha_1=1.3$ 、 $\alpha_2=2.0$ としていること。ただし、レールは、 $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=6.0$ （早ぎき式非常止めの場合）		
38		告示第1414号第3第二号（油圧式段差解消機の安全率） （注；ガイドレールは項番29による。）	かご枠、床版、プランジャー、シリンダーその他かごを支える部分、圧力配管の安全率を、常時 $\geq 3.0$ （脆性金属の場合は、 $\geq 5.0$ ）、安全装置作動時 $\geq 2.0$ （脆性金属の場合は、 $\geq 3.3$ ）としていること。		
39			油圧ゴムホースの安全率を、常時 $\geq 6.0$ 、安全装置作動時 $\geq 4.0$ としていること。		
40		告示第1414号第3第三号（鎖でつる油圧式段差解消機の安全率）	ローラーチェーンであること。		
41			鎖端部は1本ごとに鋼製止め金具で緊結していること。		
42			鎖及びその端部の安全率は、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 2.5$ 及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		
43			鎖及びその端部の限界安全率が、設置時及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
44	令第 129 条 の 4 第 1 項、 第 2 項	告示第 1414 号第 4 第 三号（鎖でつる段差解 消機の強度検証法）	項番 27～29 及び項番 40～43 と同じ （適合状況記入は、同上項番欄とする。）		
45		大臣認定を取得した 駆動方式の場合にお ける懸架の強度検証 法	認定された範囲とおりの強度としていること。		
46	令第 129 条 の 4 第 3 項	段差解消機のかご及 び支持部分の材料	かご及び主要な支持部分で腐食又は腐朽のおそれ のあるものは、適切な材料を用いるか、又は防腐 のための措置を講じたものであること。		
47		摩損又は疲労破壊を 生ずるおそれのある 部分の構造	主要な支持部分に摩損又は疲労破壊を生ずるおそ れのある場合は、2以上の部分で構成し、夫々が 独立してかごを支えることができるものであるこ と。		
48		滑節構造接合部の地 震等で外れない構造	滑節構造とした接合部（ガイドシュー等）は、地震 等で外れるおそれのないものとして以下の構造で あること。 （告示第 1494 号） 一 昇降路に設けるガイドレールと接合され、ガイ ドシュー等が可動すること。		
49		滑節構造接合部の地 震等で外れない構造	二 主索で吊る段差解消機はガイドシュー等とガイ ドレールが嵌合するものか、地震力でガイドレ ールが撓んだときガイドシュー等と接する部分が 10mm 以上あること。		
50			三 主索で吊る以外の段差解消機の接合部は、地震 その他の震動による衝撃により外れるおそれのな い措置が講じられていること。		
51	滑車を使用して索で かごを吊る場合の外 れ防止構造		滑車を使用していすを吊る場合は、地震等で主索 が滑車から外れるおそれのないものとして以下の 構造であること。（告示第 1498 号） 一 滑車は索を滑車の溝にかけ、円滑に回転するも のであること。		
52			二 滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは 3mm 以上で、かつ、索の直径の 1/3 以上である こと。		
53			三 索が滑車から外れないよう鉄製のロープガード を設けること		
54			四 ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部 のうち、最も外側にあるものとの最短距離は索の 直径の 3/4 以下であり、その他のものとの最短距 離は 17/20 以下であること。		
55			五 滑車の溝の深さが索の直径以上である巻胴式 のものは、三、四号は適用しない。		
56		釣合おもりを設けて かごを吊る構造の場合	釣合おもりは枠及びおもり片より構成されている こと。		
57		釣合おもりの構造	固定荷重及び地震力により、枠の断面に生ずる短 期の応力度を計算していること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
58	令第 129 条 の 4 第 3 項		枠ごとの計算した応力度が令第 3 章第 8 節第 3 款の規定による短期の許容応力度を超えないこと。 枠の鋼材として規格が定められた鋼材等を用いる場合には、当該材料の引張強さを 2.0 で除して求めた数値を基準強度としていること。 (H26.3.31 付け国住指第 4444 号の技術的助言への適合要)		
59			地震によりおもり片が脱落するおそれがない措置を講じていること。		
60		主要な支持部分は、構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられていること。	主要な支持部分の各断面に生ずる応力度が、固定荷重及び積載荷重並びに地震によって生ずる力をもとに計算されていること。昇降する部分の荷重については走行方向の加速度 0.3G 分の荷重を含んでいること。		
61			計算された応力度が、令第 3 章第 8 節第 3 款の規定による短期の許容応力度を超えないこと。規格が定められた鋼材等を用いる場合には、当該材料の引張強さを安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度としていること。 (H26.3.31 付け指導課の技術的助言への適合要)		
62			屋外に設置する場合の構造	風圧力に対して構造耐力上安全であること。	
63	令第 129 条 の 5	告示第 1415 号第五号 (段差解消機の積載荷重)	積載荷重は、次のいずれかであること。 (定格積載量と定員との関係は項番 20 による。)	住戸内に設置し、かごの床面積が 1m <sup>2</sup> 以下で、 <u>車いす使用者が利用しないもの(乗用専用)</u> では、900N 以上としていること。	
			住戸内に設置し、かごの床面積が 1m <sup>2</sup> 以下で、 <u>車いす使用者が利用するもの</u> では、1,300N 以上、かつ、かごの床面積 1m <sup>2</sup> あたり 1,800N 以上としていること。		
			上記以外で、かごの床面積が 2m <sup>2</sup> 以下の場合、1,800N 以上としていること。		
			上記以外で、かごの床面積が 2m <sup>2</sup> を越え 2.25m <sup>2</sup> 以下の場合では 2,400N 以上としていること。		
64	令第 129 条 の 8 第 1 項	告示第 703 号第一号	駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。		
65		告示第 703 号第二号	支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。		
66		告示第 703 号第三号	機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
67		告示第 703 号第四号	支持台及び形鋼等は、JIS G 3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JIS G 5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鋳鉄とすること。		
68		告示第 703 号第五号イ	ボルトは、座金の使用、ナットの 2 重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。		
69		告示第 703 号第五号ロ	ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。		
70	令第 129 条の 8 第 2 項	告示第 1429 号第 1 第四号及び第 2 第三号（段差解消機の制御装置）	かご内で動力を切ることができる装置を設けること。 （告示第 1423 号第 6 第七号によりかご内に設ける停止スイッチと兼用可。）		
71		告示第 1429 号第 1 第一号（かごを主索でつる段差解消機の制御装置）	停止時における自然降下が発生しない構造及び乗込み時に、積載荷重の 1.25 倍の荷重が加わった場合でもかごの位置が著しく沈下しない構造とするか、又は床合せ補正装置を設けていること。		
72		告示第 1429 号第 2（油圧式段差解消機の制御装置）	停止時における自然降下が発生した場合、床合せ補正装置を設けていること。		
73			圧力配管には、有効な圧力計を設けていること。		
74		大臣認定を取得した駆動方式の場合における制御装置	認定された範囲とおりの制御装置としていること。		
75	令第 129 条の 10 第 1 項、第 2 項	告示第 1423 号第 6（段差解消機の制動装置）	動力が切れた場合にかごの降下を自動的に制止する装置を設置のこと。（油圧式における逆止弁を含む。）		
76			かごを支えるものが切断または破断しても、構造的にかごが落下しない場合を除き、かごの降下を自動的に制止するかまたは過速を制限する装置を設けること。		
77			かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合において衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、制止する装置を設置すること。		
78			かごが昇降路の底部に衝突した場合でも、かご内の人が安全であるように衝撃を緩和する緩衝器又は緩衝材を設置すること。		
79		告示第 1423 号第 6 第三号（油圧式段差解消機の制動装置）	乗降口及びかご内でかごの昇降を停止させる装置を設置すること。		
80			作動油圧力が異常に上昇したときに常用圧力の 1.5 倍を超えないようにするリリーフ弁を設置すること。		
81			（必要に応じ）油温を摂氏 5 度以上摂氏 60 度以下に保つ装置を設置すること。		
82			プランジャーがシリンダーからの離脱を防止する装置を設けていること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
83			(押し続け運転方式以外では)電動機の空転防止装置を設置のこと。		
84			(かごに天井を設ける場合に)かご上運転をする場合において、頂部安全距離1.2メートル以上を確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に制御する装置を設けること。		
85		告示第1423号第6第四号(主索又は鎖併用の油	主索又は鎖が緩んだ場合に、動力を自動的に切る装置を設けること。		
86		圧式段差解消機の制動装置)	主索又は鎖が伸びた場合に、プランジャーの行過ぎを防止する装置を設置すること。ただし、プランジャーの余裕ストロークにより安全上支障ないものでは、この限りでない。		

# 鉛直型段差解消機の型式適合認定チェックリスト

(昇降行程 1.0m以下専用)

平成12年建設省告示第1413号第1第九号イのただし書き「昇降行程1m以下のもの」に対する緩和規定を適用するもの

別様式の仕様書に添付して使用ください。記入例；適合：○、不適合：△、適用外：－

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
1	令第129条の4第1項、第2項及び第129条の8	告示第1414号による強度検証法及び告示第1429号による制御装置	主索或いは鎖でかごをつる駆動方式又は油圧駆動方式であること。 (これ以外の駆動方式の場合は、性能評価・大臣認定が必要である。)		
2	令第129条の3第2項	告示第1413号第1第九号	車いすに座ったまま使用するものであること。		
3			定格速度が15m/分以下であること。		
4			かご床面積が2.25㎡以下であること。		
5			令第129条の7第五号(昇降路内には以下のものを除き、突出物を設けないこと。)		
6			イ 政令の(1)又は告示第1495号第一号、第二号、第三号に定められた引っ掛かり防止装置が講じられたレールブラケット又は横架材		
7			ロ 令第129条の2の5第1項第三号のただし書きの配管設備(光ケーブル)		
8			ハ 係合装置その他のやむを得ないもので機能障害防止措置の講じられたもの		
9			告示第1413号第1第九号イ(かごの構造)	かご又は昇降路に手すりを設置していること。	
10	告示第1413号第1第九号ロ(昇降路の構造)	よる。次のいずれかに	高さ1.8m以上の壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設置していること。		
			かご下にスカート等を設置していること。		
			挟まれ検出スイッチで保護していること。		
11			かごの床先と乗場の床先との水平距離は4cm以下であること。		
12		釣合おもり付きの場合、人や物に触れないよう壁又は囲いを設置のこと。			
13		かご内の人又は物が挟まれ又は障害物に触れない構造とすること。			
14	告示第1413号第1第九号ニ(安全装置)	み動力による折り畳み式の場合	鍵でかごの開閉ができる装置を設けていること。		
15			開閉動作中のかごに人又は物が挟まった場合に開閉動作を停止する装置を設けていること。		
16			かご内に人がいるか又は物がある場合にかごを折り畳めないようにしていること。		
17			ご着脱式か	かごがレールに確実に取り付けられていない場合には、かごを昇降できない装置としていること。	

項番	条 項	関 連 告 示	内 容		適合	参照頁
18			れ か に よ る。 る 住 宅 以 外 に 設 け ら れ ず 。	(管理者の付添いなしで使用する場合) 積載荷重を著しく超えた(概ね、積載荷重の110%)ときに警報を鳴らしかごの昇降できなくする装置を設けていること。		
				(管理者の付添いつきで使用する場合) 鍵を用いなければかごの昇降ができない装置を設けているか。		
19	令第129条の4第1項、第2項	告示第1414号第2第一号(かごを主索でつる段差解消機の荷重)(注;油圧式の場合は項番29、30による。)	主要な支持部分等に作動する荷重算出のための係数を $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=2.0$ としていること。ただし、レールは、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき式非常止めの場合)			
20		告示第1414号第2第二号イ、ロ(かごを主索でつる段差解消機の安全率)	かご枠、床版及び支持はりの安全率を、常時 $\geq 3.0$ 、安全装置作動時 $\geq 2.0$ としていること。			
21		告示第1414号第2第二号ハ(段差解消機のガイドレールの安全率)	次 の い ず れ か に よ る。	ガイドレールの安全率を、常時 $\geq 3.0$ 、安全装置作動時 $\geq 2.0$ としていること。		
				建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあっては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の1.5倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。		
22		告示第1414号第2第三号(かごを主索でつる段差解消機の主索)	主索をワイヤロープとし、主索直径 $\geq 8$ mm、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ であること。ただし、主索の綱車巻き掛け角度が90度以下の場合、綱車直径/主索直径 $\geq 20$			
23			主索端部を鋼製ソケットにバビット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定としていること。			
24			主索の安全率が、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式又は油圧間接式では $\geq 2.5$ )及び使用時 $\geq 2.5$ であること。			
25			主索端部の安全率が、設置時 $\geq 4.0$ 及び使用時 $\geq 3.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 2.0$ 及び使用時 $\geq 2.0$ であること。			
26		告示第1414号第2第三号(かごを主索でつる段差解消機の主索)	主索の限界安全率が、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式又は油圧間接式においては、 $\geq 2.5$ )及び使用時 $\geq 2.5$ であること。			
27		(注;主索併用の油圧式を含む。)	主索端部の限界安全率が、設置時及び使用時 $\geq 2.0$ であること。			
28		告示第1414号第3第一号(油圧式段差解消機の荷重)	油圧プランジャーの有効細長比が、250以下であること。			
29			主要な支持部分(シリンダーその他かごを支える部分、かご並びに圧力配管を含む)等に作動する荷重算出の係数を $\alpha_1=1.3$ 、 $\alpha_2=2.0$ としていること。ただし、レールは、 $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき式非常止めの場合)			

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
30		告示第 1414 号第 3 第二号（油圧式段差解消機の安全率） （注；ガイドレールは項番 22 による。）	かご枠、床版、プランジャー、シリンダーその他かごを支える部分、圧力配管の安全率を、常時 $\geq 3.0$ （脆性金属の場合は、 $\geq 5.0$ ）、安全装置作動時 $\geq 2.0$ （脆性金属の場合は、 $\geq 3.3$ ）としていること。		
31			油圧ゴムホースの安全率を、常時 $\geq 6.0$ 、安全装置作動時 $\geq 4.0$ としていること。		
32		告示第 1414 号第 3 第三号（鎖でつる油圧式段差解消機の安全率）	ローラーチェーンであること。		
33			鎖端部は 1 本ごとに鋼製止め金具で緊結していること。		
34			鎖及びその端部の安全率は、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 2.5$ 及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		
35	令第 129 条の 4 第 3 項	告示第 1414 号第 3 第三号	鎖及びその端部の限界安全率が、設置時及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		
36		告示第 1414 号第 4 第三号（鎖でつる段差解消機の強度検証法）	項番 19～21 及び項番 32～35 と同じ（適合状況記入は、同上項番欄とする。）		
37		大臣認定を取得した駆動方式の場合における懸架の強度検証法	認定された範囲とおりの強度としていること。		
38		（段差解消機のかご及び支持部分の構造要件）	かご及び主要な支持部分で腐食又は腐朽のおそれのあるものは、適切な材料を用いるか、又は防腐のための措置を講じたものであること。		
39	主要な支持部分に摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある場合は、2 以上の部分で構成し、夫々が独立してかごを支えることができるものであること。				
40	滑節構造とした接合部（ガイドシュー等）は、地震等で外れるおそれのないものとして以下の構造であること。 （告示第 1494 号） 一 昇降路に設けるガイドレールと接合され、ガイドシュー等が可動すること。				
41	二 主索で吊る段差解消機はガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものか、地震力でガイドレールが撓んだときガイドシュー等と接する部分が 10mm 以上あること。				
42	三 主索で吊る以外の段差解消機の接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれのない措置が講じられていること。				
43	滑車を使用していすを吊る場合は、地震等で主索が滑車から外れるおそれのないものとして以下の構造であること。（告示第 1498 号） 一 滑車は索を滑車の溝にかけ、円滑に回転するものであること。				
44	二 滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは 3mm 以上で、かつ、索の直径の 1/3 以上であること。				

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
45			三 索が滑車から外れないよう鉄製のロープガードを設けること		
46			四 ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離は索の直径の 3/4 以下であり、その他のものとの最短距離は 17/20 以下であること。		
47			五 滑車の溝の深さが索の直径以上である巻胴式のもの、三、四号は適用しない。		
48		釣合おもりの構造	釣合おもりは枠及びおもり片より構成されていること。		
49			釣合おもりは、固定荷重及び地震力により、枠の断面に生ずる短期の応力度を計算していること。		
50			釣合おもりは、枠ごとに計算した応力度が令第 3 章第 8 節第 3 款の規定による短期の許容応力度を超えないこと。枠の鋼材として規格が定められた鋼材等を用いる場合には、当該材料の引張強さを 2.0 で除して求めた数値を基準強度としていること。 (H26. 3. 31 付け指導課の技術的助言への適合要)		
51			地震によりおもり片が脱落するおそれがない措置を講じていること。		
52		主要な支持部分の耐震構造	主要な支持部分の各断面に生ずる応力度が、固定荷重及び積載荷重並びに地震によって生ずる力をもとに計算されていること。昇降する部分の荷重については走行方向の加速度 0.3G 分の荷重を含んでいること。		
53			主要な支持部分の計算された応力度が、令第 3 章第 8 節第 3 款の規定による短期の許容応力度を超えないこと。規格が定められた鋼材等を用いる場合には、当該材料の引張強さを安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度としていること。 (H26. 3. 31 付け指導課の技術的助言への適合要)		
54		主要な支持部分の風圧力に対する安全性	屋外設置の場合、風圧力に対して構造耐力上安全であること。		
55	令第 129 条の 5	告示第 1415 号第五号	積載荷重は、次のいずれかであること。 住戸内に設置し、かごの床面積が 1 m <sup>2</sup> 以下で、 <u>車いす使用者が利用するもの</u> では、1,300 N 以上、かつ、かごの床面積 1 m <sup>2</sup> あたり 1,800 N 以上としていること。		
56			上記以外で、かごの床面積が 2m <sup>2</sup> 以下の場合、1,800 N 以上としていること。		
57			上記以外で、かごの床面積が 2m <sup>2</sup> を越え 2.25m <sup>2</sup> 以下の場合では 2,400 N 以上としていること。		
58	令第 129 条の 8	告示第 703 号第一号	駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
59		告示第 703 号第二号	支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。		
60		告示第 703 号第三号	機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。		
61		告示第 703 号第四号	支持台及び形鋼等は、JIS G 3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JIS G 5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鋳鉄とすること。		
625		告示第 703 号第五号イ	ボルトは、座金の使用、ナットの 2 重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。		
63		告示第 703 号第五号ロ	ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。		
64		告示第 1429 号第 1 第四号及び第 2 第三号 (段差解消機の制御装置)	かご内で動力を切ることができる装置を設けること。 (告示第 1423 号第 6 第七号によりかご内に設ける停止スイッチと兼用可。)		
65		告示第 1429 号第 1 第一号及び第 2 第一号 (段差解消機の制御装置)	停止時における自然降下が発生しない構造及び乗込み時に、積載荷重の 1.25 倍の荷重が加わった場合でもかごの位置が著しく沈下しない構造とするか、又は床合せ補正装置を設けていること。		
66		告示第 1429 号第 2 (油圧式段差解消機の圧力計)	圧力配管には、有効な圧力計を設けていること。		
67		大臣認定を取得した駆動方式の場合における制御装置	認定された範囲とおりの制御装置としていること。		
68	令第 129 条の 10 第 1 項、第 2 項	告示第 1423 号第 6 (段差解消機の制動装置)	動力が切れた場合にかごの降下を自動的に制止する装置を設置のこと。(油圧式における逆止弁を含む。)		
69			かごを支えるものが切断または破断しても、構造的にかごが落下しない場合を除き、かごの降下を自動的に制止するかまたは過速を制限する装置を設けること。		
70			かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合、衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、制止する装置を設置すること。		
71			かごが昇降路の底部に衝突した場合でも、かご内の人が安全であるように衝撃を緩和する緩衝器又は緩衝材を設置すること。		
72			乗降口及びかご内でかごの昇降を停止させる装置を設置すること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
73		告示第 1423 号第 6 第三号及び第四号(油圧式段差解消機の制動装置)	作動油圧力が異常に上昇したときに常用圧力の 1.5 倍を超えないようにするリリーフ弁を設置すること。		
74			(必要に応じ)油温を摂氏 5 度以上摂氏 60 度以下に保つ装置を設置すること。		
75	令第 129 条の 10 第 1 項、第 2 項	告示第 1423 号第 6 第三号(油圧式段差解消機の制動装置)	プランジャーがシリンダーからの離脱を防止する装置を設けていること。		
76			(押し続け運転方式以外では)電動機の空転防止装置を設置のこと。		
78			(かごに天井を設ける場合に)かご上運転をする場合において、頂部安全距離 1.2 メートル以上を確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に制御する装置を設けること。		
79			告示第 1423 号第 6 第四号(主索又は鎖併用の油圧式段差解消機の制動装置)	主索又は鎖が緩んだ場合に、動力を自動的に切る装置を設けること。	
80			主索又は鎖が伸びた場合に、プランジャーの行過ぎを防止する装置を設置すること。ただし、プランジャーの余裕ストロークにより安全上支障ないものでは、この限りでない。		

# 鉛直型段差解消機の型式適合認定チェックリスト

(昇降行程 1.0mを超え 4.0m以下専用)

注記：昇降行程 1.0m以下についても、平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第九号イのただし書きを適用せず、昇降行程 1.0m超のものと同設計内容とする場合には、本チェックリストを使用すること。

別様式の仕様書に添付して使用ください。記入例；適合：○、不適合：×、適用外：－

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
1	令第 129 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 129 条の 8 第 2 項	告示第 1414 号による強度検証法 及び告示第 1429 号による制御装置	主索或いは鎖でかごをつる駆動方式又は油圧駆動方式であること。 (これ以外の駆動方式の場合は、性能評価・大臣認定が必要である。)		
2	令第 129 条の 3 第 2 項	告示第 1413 号第 1 第九号	車いすに座ったまま使用するものであること。		
3			昇降行程が 4.0m 以下であること。		
4			定格速度が 15m/分以下であること。		
5			かご床面積が 2.25 m <sup>2</sup> 以下であること。		
6			令第 129 条の 7 第五号（昇降路内には以下のものを除き、突出物を設けないこと。）		
7			イ 政令の(1)又は告示第 1495 号第一号、第二号、第三号に定められた引っ掛かり防止装置が講じられたレールブラケット又は横架材		
8			ロ 令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第三号のただし書きの配管設備（光ケーブル）		
9			ハ 係合装置その他のやむを得ないもので機能障害防止措置の講じられたもの		
10			告示第 1413 号第 1 第九号イ(1)（かごの構造）	い 内 1 か で 人 行 う こ と が で き な 乗 り の 場 合	出入口以外の部分に高さ 65cm 以上の丈夫な壁又は囲いを設置しているか。ただし、昇降路側壁等に挟まれるおそれがない部分では、床から高さ 7cm(出入口幅が 80cm 以下の場合では 6cm)以上のせき及び高さ 65cm 以上の丈夫な手すりを設置していてもよい。
11		消 上 機 記 の 以 場 外 合 の 段 差 解	出入口以外の部分に高さ 1m 以上の丈夫な壁又は囲いを設置しているか。ただし、昇降路側壁等に挟まれるおそれがない部分では、床から高さ 15cm以上のせき及び高さ 1m 以上の丈夫な手すりを設置していてもよい。		
12	告示第 1413 号第 1 第九号イ(2)（かごの出入口）		かごの出入口に、戸又は可動式手すり(遮断棒を含む)を設置していること。		
13	告示第 1413 号第 1 第九号イ(3)（表示・定員）		用途、積載量、最大定員、並びに、一人乗りの場合は、車いすに座ったまま使用する一人乗りのものであることを明示した標識をかご内に掲示していること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
14			最大定員は、積載荷重を告示第 1415 号第五号に定める数値とし、車いす使用者 1 人当り 175kg、車いす使用者以外は、1 人当り 65kg として計算した定員であること。		
15		告示第 1413 号第 1 第九号口 (1) (昇降路の構造)	か 次のよる。 高さ 1.8m 以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設置していること。		
16			か 下のよる。 高さ 1.8m 以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設置していること。		
17	令第 129 条の 3 第 2 項	告示第 1413 号第 1 第九号口 (2) (出入口床先寸法)	かこの床先と乗場の床先との水平距離は 4cm 以下であること。		
18		告示第 1413 号第 1 第九号口 (3) (釣合おもり付)	釣合おもり付きの場合、人や物に触れないよう壁又は囲いを設置のこと。		
19		告示第 1413 号第 1 第九号口 (4) (障害物対応)	かご内の人又は物が挟まれ又は障害物に触れない構造とすること。		
20		告示第 1413 号第 1 第九号ハ (戸スイッチ)	かご及び昇降路の戸又は可動式の手すりが閉じているときのみ運転を可能とするスイッチを設けていること。		
21		告示第 1413 号第 1 第九号ニ (1) (安全装置)	み 動力による折り畳み 鍵でかごの開閉ができる装置を設けていること。		
22			み 動力による折り畳み 開閉動作中のかごに人又は物が挟まった場合に開閉動作を停止する装置を設けていること。		
23			み 動力による折り畳み 鍵でかごの開閉ができる装置を設けていること。		
24		告示第 1413 号第 1 第九号ニ (2) (安全装置)	着脱式かごの場合、ごがレールに確実に取り付けられていない場合には、かごを昇降できない装置としていること。		
25		告示第 1413 号第 1 第九号ニ (3) (安全装置)	る。 の 住宅以外に設置されるもの (管理者の付添いなしで使用する場合) 積載荷重を著しく超えた (概ね、積載荷重の 110%) ときに警報を鳴らしかごの昇降できなくする装置を設けていること。		
26			る。 の 住宅以外に設置されるもの (管理者の付添いつきで使用する場合) 鍵を用いなければかごの昇降ができない装置を設けているか。		
27	令第 129 条の 4 第 1 項、第 2 項	告示第 1414 号第 2 第一号 (かごを主索でつる段差解消機の荷重) (注; 油圧式の場合は項番 33 による。)	主要な支持部分等に作動する荷重算出のための係数を $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=2.0$ としていること。ただし、レールは、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき式非常止めの場合)		
28		告示第 1414 号第 2 第二号イ、ロ (かごを主索でつる段差解消機の安全率)	かご枠、床版及び支持はりの安全率を、常時 $\geq 3.0$ 、安全装置作動時 $\geq 2.0$ としていること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	参 照 頁
29		告示第 1414 号第 2 第二号ハ（段差解消機のガイドレールの安全率）	次のいずれかによる ガイドレールの安全率を、常時 $\geq 3.0$ 、安全装置作動時 $\geq 2.0$ としていること。 建設省告示により短期許容応力度を定められた鋼材その他の金属のガイドレールにあつては、常時の応力度が規定又は認定された許容応力度の 1.5 倍以下、安全装置作動時の応力度が規定された又は認定された許容応力度以下であること。		
30		告示第 1414 号第 2 第三号（かごを主索でつる段差解消機の主索）	主索をワイヤロープとし、主索直径 $\geq 8$ mm、綱車直径/主索直径 $\geq 30$ であること。ただし、主索の綱車巻き掛け角度が 90 度以下の場合は、綱車直径/主索直径 $\geq 20$ であること。		
31			主索端部を鋼製ソケットにパビット詰め、鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固定としていること。		
32	令第 129 条の 4 第 1 項、第 2 項	告示第 1414 号第 2 第三号（かごを主索でつる段差解消機の主索）	主索の安全率が、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式又は油圧間接式では $\geq 2.5$ ) 及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		
33			主索端部の安全率が、設置時 $\geq 4.0$ 及び使用時 $\geq 3.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 2.0$ 及び使用時 $\geq 2.0$ であること。		
34		告示第 1414 号第 2 第三号（かごを主索でつる段差解消機の主索）	主索の限界安全率が、設置時 $\geq 3.2$ (巻胴式又は油圧間接式においては、 $\geq 2.5$ ) 及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		
35		（注；主索併用の油圧式を含む。）	主索端部の限界安全率が、設置時及び使用時 $\geq 2.0$ であること。		
36	令第 129 条の 4 第 1 項、第 2 項	告示第 1414 号第 3 第一号（油圧式段差解消機の荷重）	油圧プランジャーの有効細長比が、250 以下であること。		
37		告示第 1414 号第 3 第一号（油圧式段差解消機の荷重）	主要な支持部分（シリンダーその他かごを支える部分、かご並びに圧力配管を含む）等に作動する荷重算出の係数を $\alpha_1=1.3$ 、 $\alpha_2=2.0$ としていること。ただし、レールは、 $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=6.0$ （早きき式非常止めの場合）		
38		告示第 1414 号第 3 第二号（油圧式段差解消機の安全率） （注；ガイドレールは項番 29 による。）	かご枠、床版、プランジャー、シリンダーその他かごを支える部分、圧力配管の安全率を、常時 $\geq 3.0$ (脆性金属の場合は、 $\geq 5.0$ )、安全装置作動時 $\geq 2.0$ (脆性金属の場合は、 $\geq 3.3$ ) としていること。		
39			油圧ゴムホースの安全率を、常時 $\geq 6.0$ 、安全装置作動時 $\geq 4.0$ としていること。		
40		告示第 1414 号第 3 第三号（鎖でつる油圧式段差解消機の安全率）	ローラーチェーンであること。		
41			鎖端部は 1 本ごとに鋼製止め金具で緊結していること。		
42			鎖及びその端部の安全率は、設置時 $\geq 5.0$ 及び使用時 $\geq 4.0$ 並びに安全装置の作動時において、設置時 $\geq 2.5$ 及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		
43			鎖及びその端部の限界安全率が、設置時及び使用時 $\geq 2.5$ であること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	参 照 頁
44		告示第 1414 号第 4 第 三号（鎖でつる段差解消機の強度検証法）	項番 27～29 及び項番 40～43 と同じ（適合状況記入は、夫々、同上項番欄とする。）		
45		大臣認定を取得した駆動方式の場合における懸架の強度検証法	認定された範囲とおりの強度としていること。		
46	令第 129 条の 4 第 3 項	段差解消機のかご及び支持部分の材料	かご及び主要な支持部分で腐食又は腐朽のおそれのあるものは、適切な材料を用いるか、又は防腐のための措置を講じたものであること。		
47		摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分の構造	主要な支持部分に摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある場合は、2 以上の部分で構成し、夫々が独立してかごを支えることができるものであること。		
48		滑節構造接合部の地震等で外れない構造	滑節構造とした接合部（ガイドシュー等）は、地震等で外れるおそれのないものとして以下の構造であること。（告示第 1494 号） 一 昇降路に設けるガイドレールと接合され、ガイドシュー等が可動すること。		
49	令第 129 条の 4 第 3 項	滑節構造接合部の地震等で外れない構造	二 主索で吊る段差解消機はガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものか、地震力でガイドレールが撓んだときガイドシュー等と接する部分が 10mm 以上あること。		
50			三 主索で吊る以外の段差解消機の接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれのない措置が講じられていること。		
51		滑車を使用して索でかごを吊る場合の外れ防止構造	滑車を使用していすを吊る場合は、地震等で主索が滑車から外れるおそれのないものとして以下の構造であること。（告示第 1498 号） 一 滑車は索を滑車の溝にかけ、円滑に回転するものであること。		
52			二 滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは 3mm 以上で、かつ、索の直径の 1/3 以上であること。		
53			三 索が滑車から外れないよう鉄製のロープガードを設けること		
54			四 ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離は索の直径の 3/4 以下であり、その他のものとの最短距離は 17/20 以下であること。		
55			五 滑車の溝の深さが索の直径以上である巻胴式のもの、三、四号は適用しない。		
56		釣合おもりを設けてかごを吊る構造の場合の釣合おもりの構造	釣合おもりは枠及びおもり片より構成されていること。		
57			固定荷重及び地震力により、枠の断面に生ずる短期の応力度を計算していること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	参 照 頁	
58			枠ごとの計算した応力度が令第3章第8節第3款の規定による短期の許容応力度を超えないこと。枠の鋼材として規格が定められた鋼材等を用いる場合には、当該材料の引張強さを2.0で除して求めた数値を基準強度としていること。 (H26.3.31 付け国住指第4444号の技術的助言への適合要)			
59			地震によりおもり片が脱落するおそれがない措置を講じていること。			
60			主要な支持部分は、構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられていること。	主要な支持部分の各断面に生ずる応力度が、固定荷重及び積載荷重並びに地震によって生ずる力をもとに計算されていること。昇降する部分の荷重については走行方向の加速度0.3G分の荷重を含んでいること。		
61				計算された応力度が、令第3章第8節第3款の規定による短期の許容応力度を超えないこと。規格が定められた鋼材等を用いる場合には、当該材料の引張強さを安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度としていること。 (H26.3.31 付け国住指第4444号の技術的助言への適合要)		
62			屋外に設置する場合の構造	風圧力に対して構造耐力上安全であること。		
63	令第129条の5	告示第1415号第五号(段差解消機の積載荷重)	積載荷重は、次のいずれかであること。 (定格積載量と定員との関係は項番10による。)			
			住戸内に設置し、かごの床面積が1m <sup>2</sup> 以下で、 <u>車いす使用者が利用しないもの(乗用専用)</u> では、900N以上としていること。			
			住戸内に設置し、かごの床面積が1m <sup>2</sup> 以下で、 <u>車いす使用者が利用するもの</u> では、1,300N以上、かつ、かごの床面積1m <sup>2</sup> あたり1,800N以上としていること。			
			上記以外で、かごの床面積が2m <sup>2</sup> 以下の場合、1,800N以上としていること。			
			上記以外で、かごの床面積が2m <sup>2</sup> を越え2.25m <sup>2</sup> 以下の場合では2,400N以上としていること。			
64	令第129条の8第1項	告示第703号第一号	駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。			
65		告示第703号第二号	支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。			
66		告示第703号第三号	機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。			

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	参 照 頁
67		告示第 703 号第四号	支持台及び形鋼等は、JIS G 3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JIS G 5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鋳鉄とすること。		
68		告示第 703 号第五号イ	ボルトは、座金の使用、ナットの 2 重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。		
69		告示第 703 号第五号ロ	ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。		
70	令第 129 条の 8 第 2 項	告示第 1429 号第 1 第四号及び第 2 第三号（段差解消機の制御装置）	かご内で動力を切ることができる装置を設けること。 （告示第 1423 号第 6 第七号によりかご内に設ける停止スイッチと兼用可。）		
71		告示第 1429 号第 1 第一号（かごを主索でつる段差解消機の制御装置）	停止時における自然降下が発生しない構造及び乗込み時に、積載荷重の 1.25 倍の荷重が加わった場合でもかごの位置が著しく沈下しない構造とするか、又は床合せ補正装置を設けていること。		
72		告示第 1429 号第 2（油圧式段差解消機の制御装置）	停止時における自然降下が発生した場合、床合せ補正装置を設けていること。		
73			圧力配管には、有効な圧力計を設けていること。		
74		大臣認定を取得した駆動方式の場合における制御装置	認定された範囲とおりの制御装置としていること。		
75	令第 129 条の 10 第 1 項、第 2 項	告示第 1423 号第 6（段差解消機の制動装置）	動力が切れた場合にかごの降下を自動的に制止する装置を設置すること。（油圧式における逆止弁を含む。）		
76			かごを支えるものが切断または破断しても、構造的にかごが落下しない場合を除き、かごの降下を自動的に制止するかまたは過速を制限する装置を設けること。		
77			かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合において衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、制止する装置を設置すること。		
78			かごが昇降路の底部に衝突した場合でも、かご内の人が安全であるように衝撃を緩和する緩衝器又は緩衝材を設置すること。		
79			乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止する装置を設置すること。		
80		告示第 1423 号第 6 第三号（油圧式段差解消機の制動装置）	乗降口及びかご内でかごの昇降を停止させる装置を設置すること。		
81			作動油圧力が異常に上昇したときに常用圧力の 1.5 倍を超えないようにするリリーフ弁を設置すること。		

82			(必要に応じ)油温を摂氏 5 度以上摂氏 60 度以下に保つ装置を設置すること。		
----	--	--	--	--	--

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	参 照 頁
83			プランジャーがシンダーからの離脱を防止する装置を設けていること。		
84			(押し続け運転方式以外では)電動機の空転防止装置を設置のこと。		
85			(かごに天井を設ける場合に)かご上運転をする場合において、頂部安全距離 1.2メートル以上を確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に制御する装置を設けること。		
86		告示第 1423 号第 6 第四号(主索又は鎖併用の油圧式段差解消機の制動装置)	主索又は鎖が緩んだ場合に、動力を自動的に切る装置を設けること。		
87	主索又は鎖が伸びた場合に、プランジャーの行過ぎを防止する装置を設置すること。ただし、プランジャーの余裕ストロークにより安全上支障ないものでは、この限りでない。				

## いす式階段昇降機の型式適合認定チェックリスト

別様式の仕様書に添付して使用ください。記入例；適合：○、不適合：×、適用外：－

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適合	参照頁
1	令第 129 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 129 条の 8	告示第 1414 号による強度検証法 及び告示第 1429 号による制御装置	主索或いは鎖で いすを吊る駆動方式であること。 (これ以外の駆動方式の場合は、性能評価・大臣認定が必要である。)		
2	令第 129 条の 3 第 2 項	告示第 1413 号第 1 第十号	定格速度が 9m 以下であること。		
3			令第 129 条の 6 第五号(用途、積載量及び最大定員を表示しているか。)		
4			令第 129 条の 7 第五号(昇降路内には以下のものを除き、突出物を設けないこと。)		
			イ政令の(1)又は告示第 1495 号第一号、第二号、第三号に定められた引っ掛かり防止装置が講じられたレールブラケット又は横架材		
5			ロ令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第三号のただし書きの配管設備(光ケーブル)		
6			ハ係合装置その他のやむを得ないので機能障害防止措置の講じられたもの		
7			昇降はボタン、レバー等の操作によって行い、ボタン、レバー等を操作し続けている間だけ昇降し、手を離すと直ちに運転を停止する構造であること。		
8			人又は物が いすと階段又は床との間に挟まれた場合に、いすの昇降を停止する障害物検出装置が設けられていること。		
9			転落を防止するためのベルトを、背もたれ、ひじ置き、座席及び足載せ台を有するいすに設けられていること。		
10	令第 129 条の 4 第 1 項、第 2 項	告示第 1414 号第 2 第一号(いすを主索で吊る階段昇降機の荷重算出加速度係数)	主要な支持部分等に作動する荷重算出のための係数を $\alpha_1=1.6$ 、 $\alpha_2=2.0$ としていること。ただし、レールは、 $\alpha_2=6.0$ (早ぎき式非常止めの場合)		
11		告示第 1414 号第 2 第二号(いすを主索で吊る階段昇降機の安全率)	いすの座席、足載せ台、肘置き等に作動する荷重に対して安全率を、常時 $\geq 3.0$ 、安全装置作動時 $\geq 2.0$ としていること。		

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	参 照 頁	
12	令第 129 条 の 4 第 1 項、 第 2 項	告示第 1414 号第 2 第二号（い すを主索で吊る階段昇降機の ガイドレールの安全率）	次の 内い ずれ かによる。	ガイドレールの安全率を、常時 ≥3.0、安全装置作動時≥2.0 と していること。		
13				建設省告示により短期許容応力 度を定められた鋼材その他の金 属のガイドレールにあつては、 常時の応力度が規定又は認定さ れた許容応力度の 1.5 倍以下、 安全装置作動時の応力度が規定 された又は認定された許容応力 度以下であること。		
14		告示第 1414 号第 2 第三号（ いすを主索で吊る階段昇降 機の主索）	主索をワイヤーロープとし、主索直 径≥8 mmφ、綱車直径/主索直径≥30 であること。ただし、主索の綱車巻 き掛け角度が 90 度以下の場合は、綱 車直径/主索直径≥20			
15			主索端部を鋼製ソケットにバット詰め、 鋼製楔式ソケット、据え込み式止め金具、 鉄製クリップ止め又は鋼製ソケットに樹脂固 定すること。			
16		告示第 1414 号第 2 第三号（ いすを主索で吊る階段昇降 機の主索）	主索の安全率が、設置時≥5.0 及び使 用時≥4.0 並びに安全装置の作動時 において、設置時≥3.2（巻胴式では≥ 2.5）及び使用時≥2.5 であること。			
17			主索端部の安全率が、設置時≥4.0、 使用時≥3.0 並びに安全装置の作動 時において、設置時≥2.0、使用時≥ 2.0 であること。			
18			主索の限界安全率が、設置時≥3.2 （巻胴式においては、≥2.5）及び使 用時≥2.5 であること。			
19			主索端部の限界安全率が、設置時及び 使用時≥2.0 であること。			
20		告示第 1414 号第 3 第三号（ いすを鎖で吊る階段昇降機の 安全率）	ローラーチェーンであること。			
21			鎖端部は 1 本毎に鋼製止金具で緊結 すること。			
22			鎖及びその端部の安全率は、設置時 ≥5.0 及び使用時≥4.0 並びに安全 装置の作動時において、設置時≥2.5 及び使用時≥2.5 であること。			
23			鎖及びその端部の限界安全率が、設 置時及び使用時≥2.5 であること。			
24		告示第 1414 号第三第三号 （鎖で吊る階段昇降機の強 度検証法）	項番 10～12 及び項番 20～23 と同じ （適合状況記入は、同上項番欄とす る。）			

項番	条 項	関 連 告 示	内 容	適 合	参 照 頁
25	令第 129 条 の 4 第 3 項 (階段昇降 機のいす及 び支持部分 の 構 造 要 件)	腐食又は腐朽のおそれのある部分の構造	いす及び主要な支持部分で腐食又は腐朽のおそれのあるものは、適切な材料を用いるか、又は防腐のための措置を講じたものであること。		
26		摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分の構造	主要な支持部分に摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある場合は、2以上の部分で構成し、夫々が独立していすを支えられるものであること。		
27		滑節構造接合部の地震等で外れない構造	滑節構造とした接合部(ガイドシュー等)は、地震等で外れるおそれのないものとして以下の構造であること。 (告示第 1494 号) 一 昇降路に設けるガイドレールと接合され、ガイドシュー等が可動すること。		
28			二 主索で吊る階段昇降機はガイドシュー等とガイドレールが嵌合するものか、地震力でガイドレールが撓んだときガイドシュー等と接する部分が 10mm 以上あること。		
29			三 主索で吊る以外の階段昇降機の接合部は、地震その他の震動による衝撃により外れるおそれのない措置が講じられていること。		
30			滑車を使用して索でかごを吊る場合の外れ防止構造	滑車を使用していすを吊る場合は、地震等で主索が滑車から外れるおそれのないものとして以下の構造であること。(告示第 1498 号) 一 滑車は索を滑車の溝にかけ、円滑に回転するものであること。	
31		二 滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは 3mm 以上で、かつ、索の直径の 1/3 以上であること。			
32		三 索が滑車から外れないよう鉄製のロープガードを設けること			
33		四 ロープガードは、滑車の索に面する部分の端部のうち、最も外側にあるものとの最短距離は索の直径の 3/4 以下であり、その他のものとの最短距離は 17/20 以下であること。			
34		五 滑車の溝の深さが索の直径以上である巻胴式のもの、三、四号は適用しない。			

項番	条項	関連告示	内 容	適合	参照頁
35		釣合おもりを設けていすを吊る場合における釣合おもりの構造	釣合おもりは枠及びおもり片より構成されていること。		
36			固定荷重及び地震力により枠の各断面に生ずる短期の応力度を計算していること。		
			枠の部分ごとの応力度が令第3章第8節第3款の規定による短期の許容応力度を超えないこと。枠の鋼材として規格が定められた鋼材等を用いる場合には、当該材料の引張強さを2.0で除して求めた数値を基準強度としていること。 (H26.3.31 付け指導課技術的助言の内容を満たしていることが必要)		
37			地震によりおもり片が脱落するおそれがない措置を講じていること。		
38		主要な支持部分が、構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられていること	主要な支持部分の各断面に生ずる応力度が、固定荷重及び積載荷重並びに地震によって生ずる力によって計算されていること。ここに、昇降する部分の荷重については走行方向の加速度 0.3G 分の荷重が含まれていること。		
39			計算された応力度が、令第3章第8節第3款の規定による短期の許容応力度を超えないこと。規格が定められた鋼材等を用いている場合には、当該材料の引張強さを安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度としていること。(H26.3.31 付け指導課技術的助言の内容を満たしていることが必要)		
40			屋外に設置する場合の構造	風圧力に対して構造耐力上安全であること。	
41	令第129条の5	告示第1415号第六号(階段昇降機の積載荷重)	積載荷重を900N以上としていること。		
42	令第129条の8第1項	告示第703号第一号	駆動装置等は、機械室の部分又は駆動装置等を支持する台にボルトで緊結していること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。		
43		告示第703号第二号	支持台は、機械室の部分にボルトで緊結されていること。防振ゴムを用いる場合は、ボルト又はボルト及び形鋼等で固定していること。		
44		告示第703号第三号	機械室の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形、ひび割れ、損傷が生じないものであること。		

項番	条項	関連告示	内 容	適合	参照頁
45		告示第 703 号第四号	支持台及び形鋼等は、JIS G3101 に規定する SS330, SS400, SS490 若しくは SS540 又は同等以上の強度を有する鋼材、又は、JISG5501 に規定する FC250, FC300, FC350 又は同等以上の強度を有する鋳鉄とすること。		
46		告示第 703 号第五号イ	ボルトは、座金の使用、ナットの 2 重使用その他これらと同等以上の効力を有する戻り止め措置を講じたものであること。		
47		告示第 703 号第五号ロ	ボルトの軸断面に生ずる長期の引張り及びせん断の応力度並びに短期の引張り及びせん断の応力度は、告示に掲げられた式に適合するものであること。		
48	令第 129 条の 8 第 2 項	告示第 1429 号第 1 (階段昇降機の制御装置)	主索で吊る いすの場合、いすに積載荷重の 1.25 倍の荷重が加わった場合でも いすの位置が著しく変動しない構造とすること。		
49			いすの座席から動力を切ることができる装置を設けること。		
50		主索で吊る構造以外の階段昇降機の場合	荷重に対するいすの保持性能、保守点検のための制御装置について、大臣認定を取得したものであること。		
51	令第 129 条の 10 第 1 項、第 2 項	告示第 1423 号第 7 (階段昇降機の制動装置)	動力が切れた場合に いすの降下を自動的に停止する装置を設けること。		
52			主索又は鎖が緩んだ場合に動力を自動的に切る装置を設けること。		
53			いす又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合に、衝突しないうちに昇降を自動的に制御し、制止する装置を設けること。		
54			主索又は鎖が切れた場合に いすの降下を自動的に制止する装置を設置するか、又は、自動的に停止する構造とすること。		